

DISCLOSURE 2011

Japan Finance Organization for Municipalities



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities



DISCLOSURE 2011

Japan Finance Organization for Municipalities

プロフィール

法人名	地方公共団体金融機構(略称:地方金融機構)
英文名称	Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)
設立	平成20年8月1日(平成21年6月1日改組) (旧公営企業金融公庫 昭和32年6月1日)
根拠法	地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)
所在地	東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館
理事長	渡邊雄司
出資金	166億円(全都道府県、市区町村による出資)
職員数	85人(平成23年4月現在)
平成22年度末貸付残高	22兆2,319億円
平成22年度末債券発行残高	18兆3,462億円
格付	S&P: AA- Moody's: Aa2 R&I: AAA

(平成23年3月31日現在)

CONTENTS

理事長メッセージ	2
経営理念	4
事業概況	
平成22年度の事業及び決算の概況	5
平成23年度の経営計画	7

機構の概要 9

機構の基本的な仕組み	10
出資金	12
ガバナンス(企業統治)	
1.代表者会議	13
2.経営審議委員会	14
3.会計監査人による外部監査	14
一般勘定と管理勘定	15

機構の業務 17

貸付業務	
1.貸付対象	18
2.貸付けの種類	20
3.貸付利率	20
4.償還期限	22
5.貸付けの審査体制	23
6.公営競技納付金等による利下げ	23
7.貸付実績の推移	24
8.平成22年度の貸付実績	26
9.平成22年度受託貸付の状況	33
10.平成23年度貸付計画	34
11.補償金免除繰上償還	34
12.東日本大震災への対応	35
地方支援業務	
1.基本姿勢	36
2.地方支援業務の仕組みと体制	37
3.地方支援業務の体系	38
4.個別業務の概要	39
5.平成22年度の地方支援業務実績	41
資金調達業務	
1.機構債券の種類	42
2.資金調達の基本スタンス	43
3.機構債券の特徴	44
4.資金調達実績の推移	45
5.平成22年度の資金調達実績	46
6.平成23年度の資金調達計画	50

内部管理体制 51

リスク管理	
1.リスク管理全般	
(1)統合的リスク管理とリスク管理体制	52
(2)機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理	52
2.個別リスク管理	
(1)信用リスク	53
(2)市場リスク	55
(3)流動性リスク	57
(4)オペレーショナルリスク	58
(5)災害等への対応	58
財務報告に係る内部統制	59
内部監査	60
コンプライアンス(法令等遵守)	61
ディスクロージャー	62

機構の財務状況 63

財務諸表	64
参考情報	92

参考資料・機構データ 95

参考資料	
代表者会議・経営審議委員会開催実績(平成22年度)	96
平成22年度地方債計画資金区分(改定後)	98
平成22年度事業別貸付計画	100
平成22年度事業別貸付状況	102
平成22年度団体種別貸付状況	103
平成22年度貸付金回収状況	104
平成22年度末事業別長期貸付残高	105
平成22年度末都道府県別長期貸付残高	106
平成23年度同意(許可)債貸付条件一覧	110
平成23年度経営計画	112
平成23年度地方債計画	119
機構データ	
沿革	121
組織図	122
役員・所在地	123

東日本大震災の復興に向けて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、巨大地震と津波により未曾有の大災害となりました。これにより、多くの尊い命が失われ、また、多くの方々が行方不明となっております。さらに、福島第一原子力発電所の事故も重なり、今なお、避難生活を送っておられる方が大勢おられます。被災された皆様方に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

地方公共団体金融機構では、震災直後に対策本部を設置するとともに、被災団体のための相談窓口の開設などの対策を講じてまいりました。

復興への道のりは長期にわたることが予想されますが、今後とも、被災団体の復興に向け、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

一日も早い被災地の復興をお祈り申し上げます。

平成 23 年度の取組み

平成 23 年度における貸付規模は、地方債計画を踏まえ 1 兆 8,431 億円であります。地方財政が引き続き厳しい状況にある中、地方債資金の共同調達機関として、地方の皆さまの期待にしっかりと応えてまいりたいと考えております。

資金調達については、非政府保証国外債の発行を含め、資金調達手段の多様化を図りながら、必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達し、資本市場の健全な発展に貢献してまいります。

また、地方公共団体のニーズにあわせて、「人材育成」「調査研究」「実務支援」「情報提供」の 4 つの柱で地方支援業務を本格的に実施いたします。

「地方の、地方による、地方のための」 機構として

地方公共団体金融機構は、「地方の、地方による、地方のための」地方共同法人として、役職員が一丸となってその使命を果たすべく努力してまいり所存でありますので、今後とも皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 6 月
地方公共団体金融機構

理事長 渡邊雄司

President and CEO's Message 理事長メッセージ

平成 22 年度を振り返って

私ども地方公共団体金融機構（JFM）は、平成 20 年 8 月、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関です。

当機構は、債券を発行して資本市場から資金を調達し、地方に対し長期・低利の資金を融資するという業務を行っております。

平成 22 年度は、貸付業務においては、貸付対象事業の拡大に伴う貸付額の大幅な増加

への対応、公債費負担軽減対策の実施、資金調達業務においては、毎月の安定的な機構債発行に加え、機構発足以来初となる国外債の発行、FLIP（Flexible Issuance Program）による多様な資金調達、さらに、新規業務である地方支援業務のスタートなど、様々な取り組みを行ってまいりました。

おかげさまで、経営は順調に推移しており、市場における信認も一段と高まっております。

関係の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

経営理念

地方公共団体金融機構は、
「地方の、地方による、地方のための地方債資金共同調達機関」
として、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1

地方共同法人にふさわしいガバナンス（企業統治）の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを目指します。

2

地方の金融ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の金融ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開することを目指します。

3

資本市場における確固たる信認の獲得

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を獲得し、有利な資金調達を安定的に実現することを目指します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。



事業概況

平成 22 年度の事業及び決算の概況

1. 平成 22 年度の事業の概況

平成 22 年度は、機構の貸付計画を踏まえ、総務大臣・都道府県知事の同意（許可）があった地方債 8,655 件、1 兆 8,329 億円について、地方公共団体に対して貸付けを行いました。

特に、平成 22 年度から新たに貸付対象となった社会福祉施設整備事業には 9 件、12 億円、地方交付税の振り替えとして発行される臨時財政対策債には 957 件、7,662 億円の貸付けを行うなど、地方公共団体の皆さまのニーズに適切に対応しました。

この貸付けの原資として、地方金融機構債（公募債）9,000 億円、地方公務員共済組合連合会の引受による債券 4,000 億円を発行したほか、旧公営企業金融公庫から承継した債券の借換えを円滑に行うため、政府保証債 7,357 億円を発行しました。

また、地方支援業務の実施方針を策定し、地方公共団体の資金調達に係る人材育成、実務支援や調査研究・情報提供業務を開始しました。

（注）債券発行額は額面ベース



2. 平成 22 年度の決算の概況

(1) 損益の状況

平成 22 年度の経常収益は 5,399 億円（うち貸付金利息等の資金運用収益 5,398 億円）、経常費用は 2,924 億円（うち債券利息等の資金調達費用 2,831 億円）となり、この結果、平成 22 年度の経常利益は 2,475 億円となりました。

機構においては、法令の規定により債券の借換えによって収益が生じたときは、公庫債権金利変動準備金に積み立てることとされており、これらの積み立て等を行った結果、平成 22 年度の機構全体の当期純利益は 160 億円となりました。

(2) 資産の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の資産総額は 23 兆 2,267 億円で、前年度より 417 億円増加しました。

資産が増加した主な理由は、有価証券・現金預け金の合計額が 1,595 億円減少したものの、貸付金が 2,016 億円増加したことによるものです。

(3) 負債の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の負債総額は 23 兆 1,574 億円で、前年度より 330 億円増加しました。

負債が増加した主な理由は、債券が 2,072 億円減少したものの、金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の合計額が 2,454 億円増加したことによるものです。

(4) 純資産の状況

平成 22 年度における一般勘定の当期純利益 80 億円を「一般勘定積立金」、管理勘定の当期純利益 80 億円を「管理勘定利益積立金」として計上したこと等により、平成 23 年 3 月 31 日現在の純資産総額は 693 億円となりました。（「一般勘定」及び「管理勘定」については 15 ページをご参照ください。）

1. 貸付規模

機構の貸付計画は、平成 23 年度の地方債計画に基づき、地方公共団体に対して総務大臣・都道府県知事の同意等が予定されている地方債の額を踏まえて作成しますが、補助事業等に係る一括交付金と地方債の一本化に伴う公共事業等債への組替え等に対応し、機構資金については、前年度比 2,660 億円減の 1 兆 8,930 億円が計上されています。

これを踏まえて、平成 23 年度の貸付計画額は、前年度計画比 900 億円減の 1 兆 8,431 億円としています。

■機構の貸付計画額

(単位：億円)

	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
貸付計画額	18,431	19,331	△ 900	△ 4.7%

■地方債計画における機構資金

(単位：億円)

区分	平成23年度 (A)	平成22年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
機構資金	18,930	21,590	△ 2,660	△ 12.3%
〔内 訳〕				
一般会計債	4,608	4,981	△ 373	△ 7.5%
公営企業債	7,422	8,049	△ 627	△ 7.8%
公営企業借換債	300	300	0	0.0%
臨時財政対策債	6,600	8,260	△ 1,660	△ 20.1%

2. 資金調達が多様化

平成 23 年度においては、貸付計画額を踏まえて、地方金融機構債（公募債）は 9,000 億円（前年度同額）の発行を、また地方公務員共済組合連合会の引受による債券は 3,000 億円（前年度 4,000 億円）の発行を予定しています。

地方金融機構債の発行に当たっては、安定的な資金調達を行っていく観点から、10 年債を中心とし、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な債券発行に努めるとともに、FLIP（Flexible Issuance Program）やユーロ MTN プログラムの活用により、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた債券発行を行うこととしています。

また、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため、政府保証債 7,100 億円の発行を予定しています。

FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

ユーロ MTN プログラム（MTN：Medium Term Note）

ユーロ MTN プログラムは、ユーロ市場において多様なストラクチャー、年限、通貨、発行額の債券を柔軟に発行することを可能とするプログラムです。

3. リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行います。

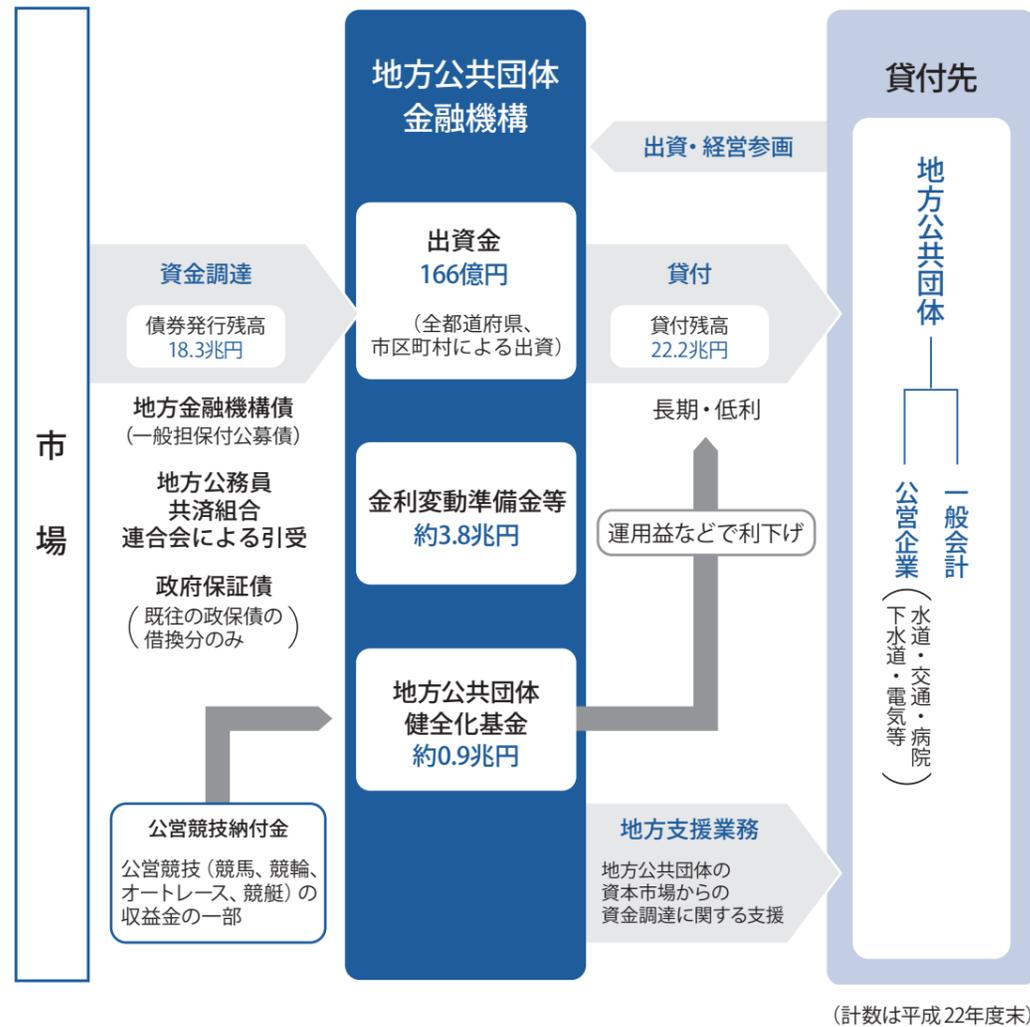
4. 地方支援業務の展開

地方公共団体が地方債を取り巻く環境変化に的確に対応し、資本市場からの資金調達を効率的に行えるよう、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の 4 つの柱からなる地方支援業務を、平成 23 年度から本格展開いたします。

機構の概要

機構の基本的な仕組み	10
出資金	12
ガバナンス（企業統治）	
1. 代表者会議	13
2. 経営審議委員会	14
3. 会計監査人による外部監査	14
一般勘定と管理勘定	15

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



地方債資金の共同調達機関

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、地方公共団体金融機構では、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債(地方金融機構債)を発行して資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して最長30年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は主として10年債の発行により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券借換え時の金利リスク(債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)への対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けています。

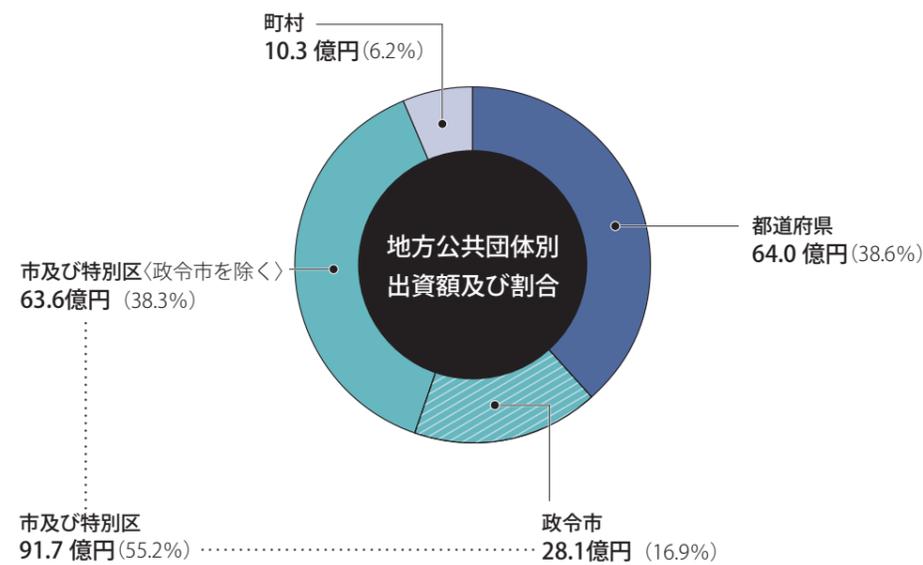
健全化基金を活用した利下げ

機構は、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

機構の概要 出資金

機構は地方が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

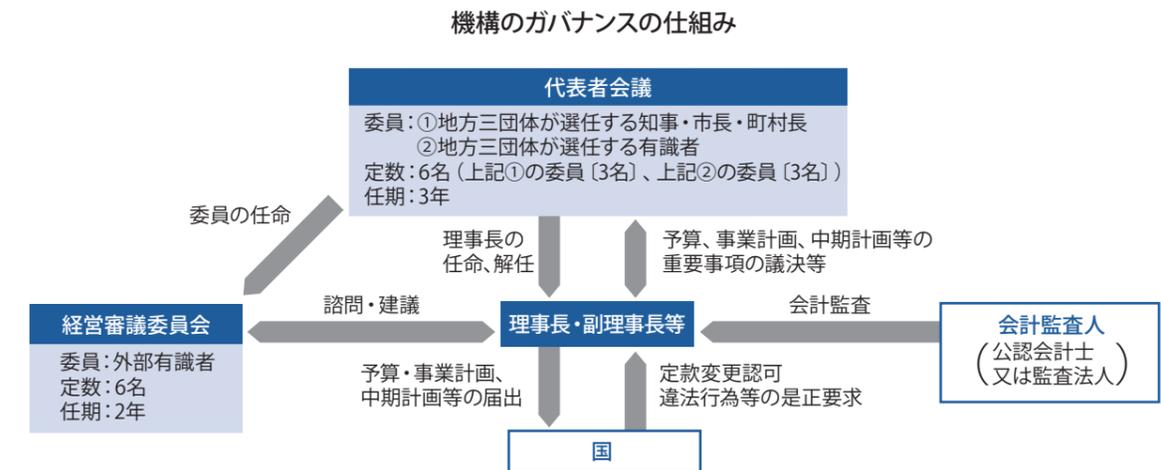
平成 23 年 3 月 31 日現在、全都道府県市区町村 1,797 団体から、合計 166 億 210 万円の出資を受けています。



※出資額の合計については、四捨五入のため、実際の額とは異なります。

機構の概要 ガバナンス (企業統治)

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンス (企業統治) が確保されています。



1. 代表者会議

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者 (3 名) に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれています。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況を報告させたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しています。

代表者会議委員 (平成 23 年 4 月 1 日現在) 敬称略 ◎は議長

(地方公共団体の代表者)

◎ 伊藤 祐一郎 (鹿児島県知事)
森 民夫 (新潟県長岡市長)
藤原 忠彦 (長野県川上村長)

(外部の学識経験者)

小幡 純子 (上智大学法科大学院長)
堀場 勇夫 (青山学院大学教授)
森田 富治郎 (日本経団連副会長・第一生命保険(株) 代表取締役会長)

機構の概要

一般勘定と管理勘定

2. 経営審議委員会

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営と責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられています。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について意見具申を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員（平成23年4月1日現在）五十音順 敬称略 ◎は委員長

栢森 哲也	（株）時事通信社取締役	鈴木 豊	（青山学院大学大学院教授・公認会計士）
栗原 脩	（弁護士〔西村あさひ法律事務所〕）	西野 万里	（明治大学名誉教授）
篠崎 由紀子	（株）都市生活研究所代表取締役	◎ 林 宜嗣	（関西学院大学教授）

3. 会計監査人による外部監査

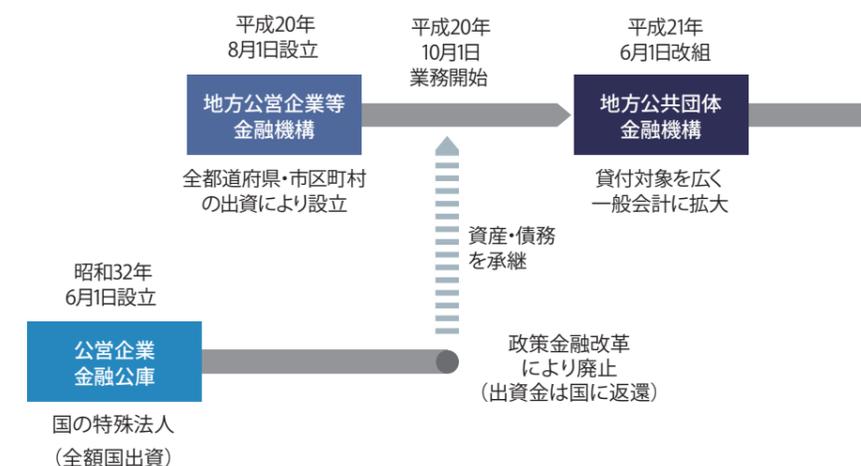
機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達が可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

地方公共団体金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に旧公庫の資産・債務を引き継いで業務を開始しました。

また、平成21年6月1日の改組により、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。機構の業務開始以降の新たな貸付け、債券発行等については「一般勘定」により経理を行うこととされ、一方、機構が旧公庫から承継した債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）については「管理勘定」を設け、両者の経理を区分することとされています。

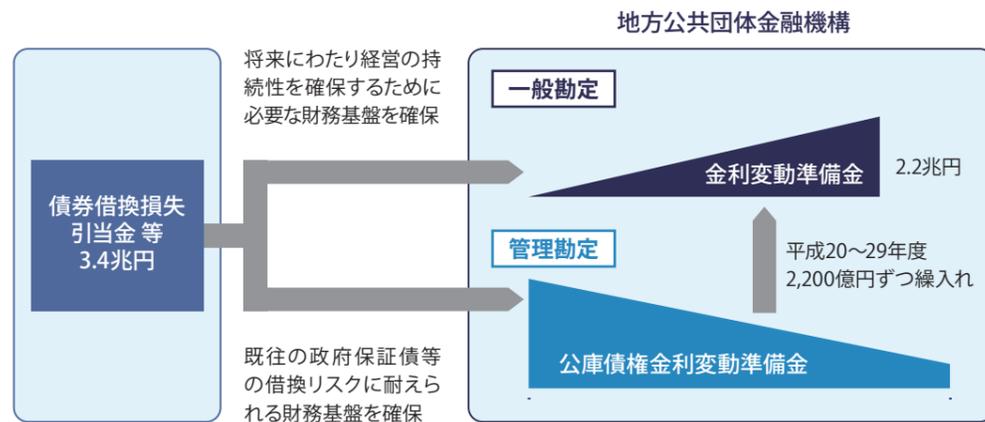
なお、管理勘定における既往の政府保証債の借換えに必要な債券については、政府が保証を付すことができることとされており、また公庫債権管理業務を実施するため、毎事業年度「公庫債権管理計画」を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けています。



また、機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰入れることとされており、残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。

なお、機構法においては、公庫債権管理業務が終了し、管理勘定を廃止したときに残余財産がある場合は、その財産は、国に帰属するものとされています。



(注) 管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる額を国に帰属させるものとされています。

機構の業務

貸付業務

1. 貸付対象	18
2. 貸付けの種類	20
3. 貸付利率	20
4. 償還期限	22
5. 貸付けの審査体制	23
6. 公営競技納付金等による利下げ	23
7. 貸付実績の推移	24
8. 平成 22 年度の貸付実績	26
9. 平成 22 年度受託貸付の状況	33
10. 平成 23 年度貸付計画	34
11. 補償金免除繰上償還	34
12. 東日本大震災への対応	35

地方支援業務

1. 基本姿勢	36
2. 地方支援業務の仕組みと体制	37
3. 地方支援業務の体系	38
4. 個別業務の概要	39
5. 平成 22 年度の地方支援業務実績	41

資金調達業務

1. 機構債券の種類	42
2. 資金調達の基本スタンス	43
3. 機構債券の特徴	44
4. 資金調達実績の推移	45
5. 平成 22 年度の資金調達実績	46
6. 平成 23 年度の資金調達計画	50

- 地方債計画に計上された公的資金として、貸付けを実施します。
- 地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通し、これによって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与します。
また、貸付けに際しては必要な審査を適切に行います。

1. 貸付対象

貸付先は地方公共団体のみを対象としています。

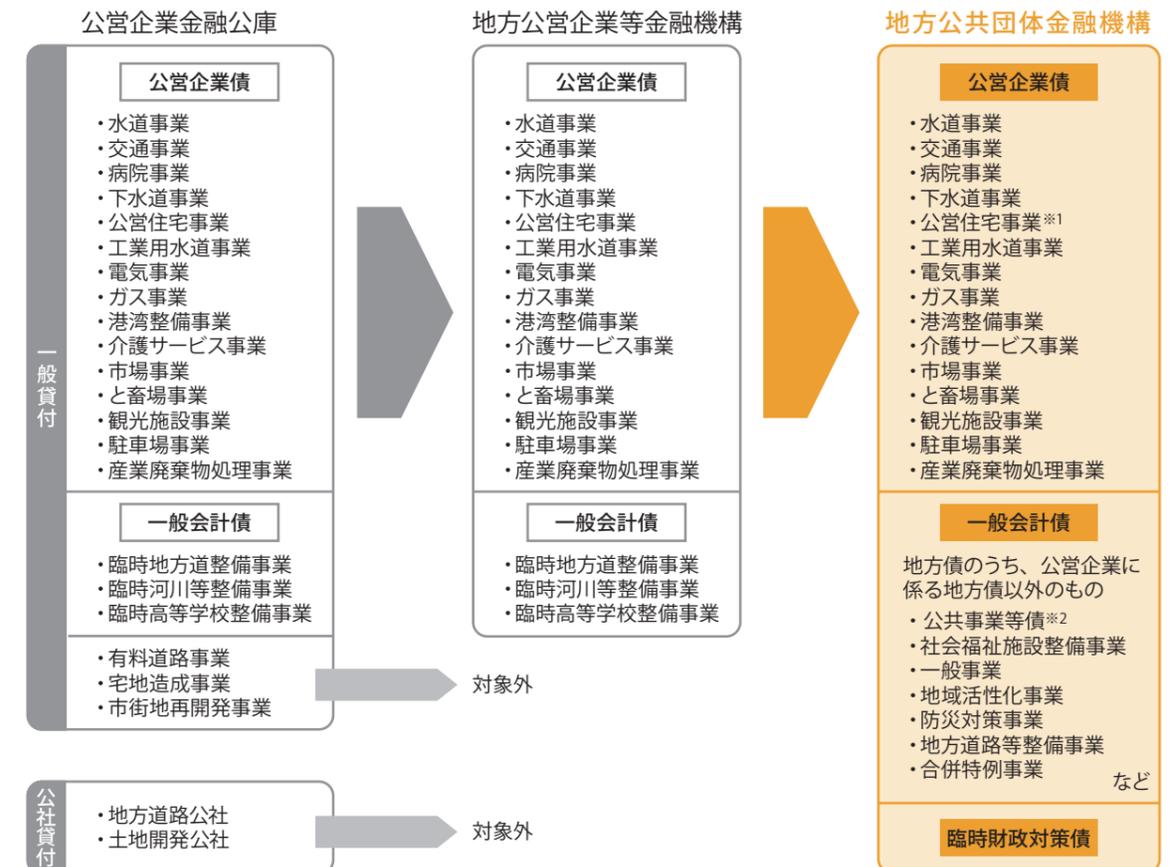
貸付対象は、旧公営企業金融公庫においては合計 21 事業及び公社貸付となっておりましたが、平成 20 年 10 月の地方公営企業等金融機構の業務開始時に、合計 18 事業への絞り込み（公社貸付は廃止）が行われました。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで、主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。

具体的には、平成 21 年度は地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債が、平成 22 年度は社会福祉施設整備事業が新たに対象事業となり、平成 23 年度からは公共事業等債が追加されます。

今後も地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していきます。

貸付対象事業の推移



※1 公営住宅事業は地方公共団体金融機構法上「公営企業」として規定。

※2 公共事業等債は平成23年度から新たに貸付対象になりました。

2. 貸付けの種類

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しています。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意・許可の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意・許可前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び同一年度内に償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の3種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っています。

3. 貸付利率

貸付利率は、基準利率、特別利率及び臨時特別利率の3種類があります。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるよう定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する特別利率（基準利率－0.30%）、臨時特別利率（基準利率－0.35%）が適用されます。

なお、平成22年度の貸付利率の推移は次のとおりとなっており、特別利率及び臨時特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。

これは、機構資金利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

■ 平成22年度における貸付利率の推移

年月	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月	22年9月
区分						
機構利率改定日	4/21	5/25	6/28	7/28	8/25	9/28
基準利率	2.10%	2.05%	1.95%	1.80%	1.65%	1.85%
特別利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%
臨時特別利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%
財政融資資金利率	2.10%	2.00%	1.90%	1.80%	1.60%	1.80%

年月	22年10月	22年11月	22年12月	23年1月	23年2月	23年3月
区分						
機構利率改定日	10/27	11/24	12/21	1/26	2/23	3/18
基準利率	1.75%	1.85%	2.05%	2.00%	2.05%	→
特別利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→
臨時特別利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→
財政融資資金利率	1.70%	→	1.90%	→	→	→

(注1) 貸付利率は固定金利方式、30年償還（うち据置5年）のものを記載しています。

(注2) 同一償還条件の財政融資資金利率が下限となるため、特別利率と臨時特別利率が同水準になっています。

4. 償還期限

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長28年（平均約25年）でしたが、平成21年6月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成21年度同意（許可）債からは最長30年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。

主な貸付対象の償還期限は次のとおりです。

貸付対象事業		平成23年度同意（許可）債				
		固定金利		利率見直し（注）		
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	
一般会計債	公共事業等	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	
	公営住宅事業	25	5	25	5	
	社会福祉施設整備事業	20	3	20	3	
	一般単独事業	一般事業	20	5	20	5
		地域活性化事業	30	5	30	5
		防災対策事業	30	5	30	5
		地方道路等整備事業	20	5	20	5
	合併特例事業	30	5	30	5	
	臨時財政対策債	都道府県・政令市	—	—	30	3
		市町村	—	—	20	3
公営企業債	水道事業	30	5	30	5	
	交通事業	30	5	30	5	
	病院事業	30	5	30	5	
	下水道事業	30	5	30	5	
	工業用水道事業	30	5	30	5	
	電気事業	30	5	30	5	
	ガス事業	25	5	25	5	
	港湾整備事業	20	5	30	5	
	市場事業	25	5	25	5	
と畜場事業	20	5	20	5		

（注）利率見直しは10年ごとの見直し。

5. 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ① 貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県の市区町村担当課等からヒアリングを実施します。
- ② 貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③ 貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、財政状況・経営状況を把握します。

① 貸付予定団体・企業の確認
●財政状況・経営状況の把握
●ヒアリングの実施

② 貸付時における確認
●同意（許可）額の把握等
●借入申込書類の確認

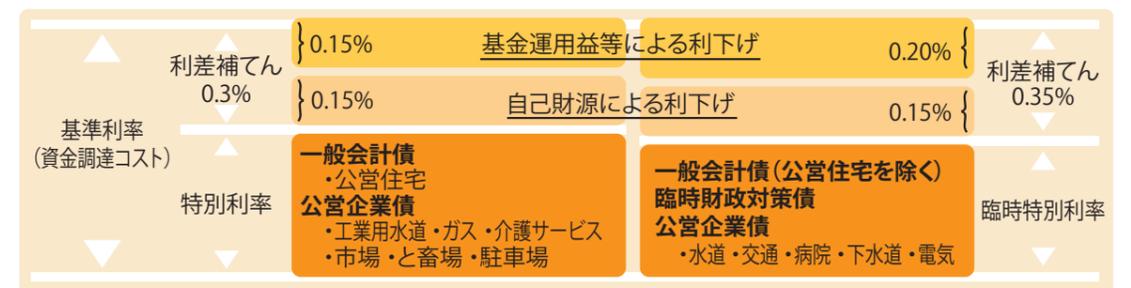
貸付けの実行

③ 貸付後の確認
現地調査の実施

6. 公営競技納付金等による利下げ

特別利率、臨時特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引下げの財源として活用しています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。
 なお、特別利率及び臨時特別利率は、設立以来、財政融資資金利率と同水準となっています。

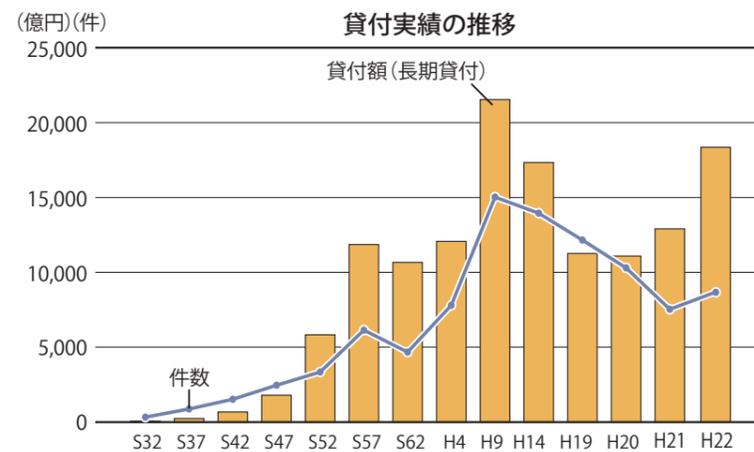
7. 貸付実績の推移

(1) 全体の貸付実績の推移

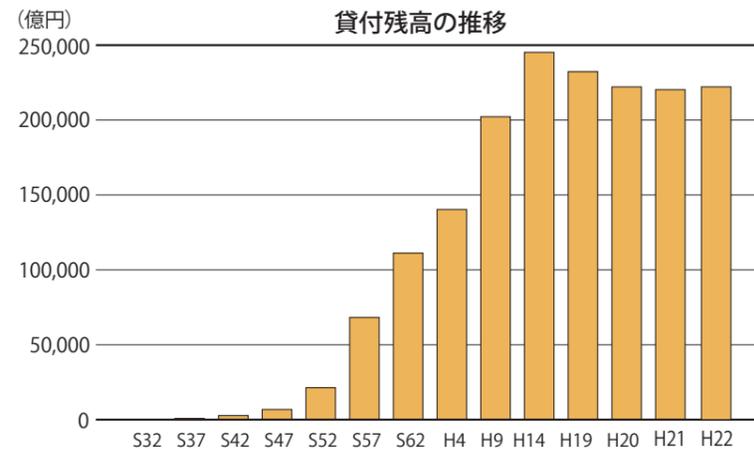
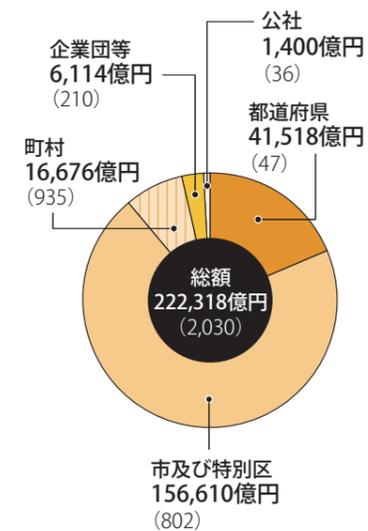
旧公庫の貸付残高は、昭和49年度に1兆円、56年度に5兆円を超え、61年度には10兆円、平成9年度には20兆円、平成16年度には25兆円に達し、平成20年10月、22兆4,586億円を機構が引き継ぎました。

平成22年度末における貸付残高は22兆2,318億円となっています。

また、貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成22年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,030団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、市及び特別区が15兆6,610億円で最も多く全体の70%を占めています。次いで、都道府県が4兆1,518億円で19%、残り2兆4,190億円が町村及び企業団等で11%となっています。



団体種別貸付残高(平成23.3.31現在)
(受託貸付を除く) ()は貸付団体数



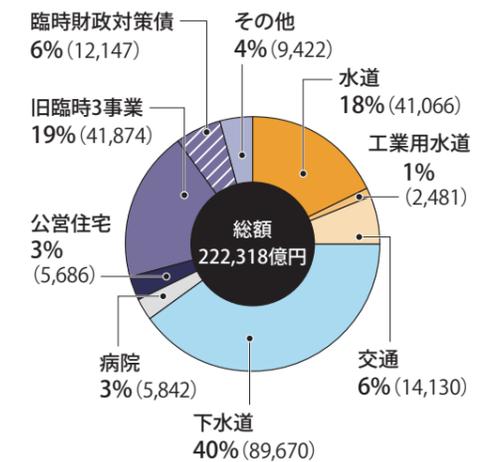
(2) 事業毎の貸付実績の推移

貸付けの実績を年度別事業別にみると、旧公庫期の昭和30年代は水道、電気、港湾が主な貸付対象でしたが、40年代には水道、地域開発、下水道が、50年代には下水道、水道、臨時3事業(臨時地方道、臨時河川等、臨時高等学校)が主な貸付対象事業となり、最近では下水道及び臨時3事業のウェイトが高くなっていました。

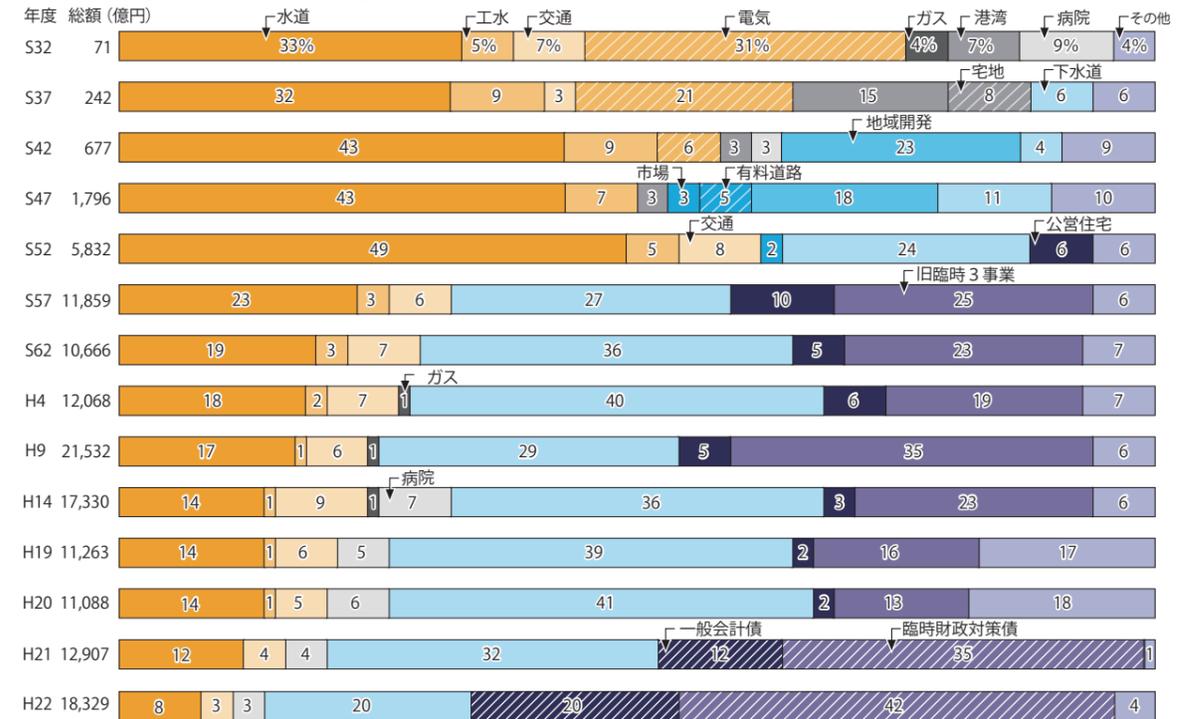
平成21年度からは、一般会計債と臨時財政対策債が新たに貸付対象となったことから、事業毎の構成比は大きく変化しています。

平成22年度末の貸付残高は22兆2,318億円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の40%を占め、次いで旧臨時3事業19%、水道事業18%の順になっています。

事業別貸付残高(平成23.3.31現在)
(受託貸付を除く) ()は単位:億円



年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)



(注1) 同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。
 (注2) その他には、公営企業借換債を含んでいます。
 (注3) 四捨五入により、計が一致しない場合があります。
 (注4) 一般会計債には、公営住宅、旧臨時3事業に係る貸付けを含んでいます。

8. 平成 22 年度の貸付実績

(1) 貸付実績

平成 22 年度は、総額 1 兆 8,329 億円の貸付けを行いました。事業別の内訳については、まず、臨時財政対策債に対する貸付けが 7,662 億円で全体の 41.8%、次に下水道が 3,722 億円で 20.3%を占めています。このほか、合併特例事業を中心に一般会計債に対し 3,614 億円（全体の 19.7%）の貸付けを行いました。

(2) 事業ごとの内訳

【公営住宅事業】

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 21 年度末では約 217 万戸が管理されています。

平成 22 年度の貸付額は、162 億円となっています。



市営住宅賀露団地（鳥取市）

【一般事業】

地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されないすべての事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時河川等整備事業（中小河川の整備）及び臨時高等学校整備事業（高等学校の老朽校舎の改築等）が平成 21 年度より地方債計画において一般事業に再編されました。

平成 22 年度の貸付額は、62 億円となっています。



県立青森東高校（青森県）

（注）各事業の事業数等は平成 21 年度のものであります。なお、写真は既存の融資事業の例ですので、平成 22 年度に貸し付けた事業とは限りません。

【地域活性化事業】

地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための基盤整備事業です。

平成 22 年度の貸付額は、100 億円となっています。

【防災対策事業】

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

平成 22 年度の貸付額は、186 億円となっています。

【合併特例事業】

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業、合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業です。

平成 22 年度の貸付額は、1,829 億円となっています。

【地方道路等整備事業】

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道等の整備事業です。従来機構の貸付対象としていた臨時地方道整備事業は、平成 21 年度より地方債計画において地方道路等整備事業に再編されました。

平成 22 年度の貸付額は、1,262 億円となっています。



町道内池水口線（滋賀県日野町）

【臨時財政対策債】

地方交付税の不足を補うため、地方財政法の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

平成 22 年度の貸付額は、7,662 億円となっています。

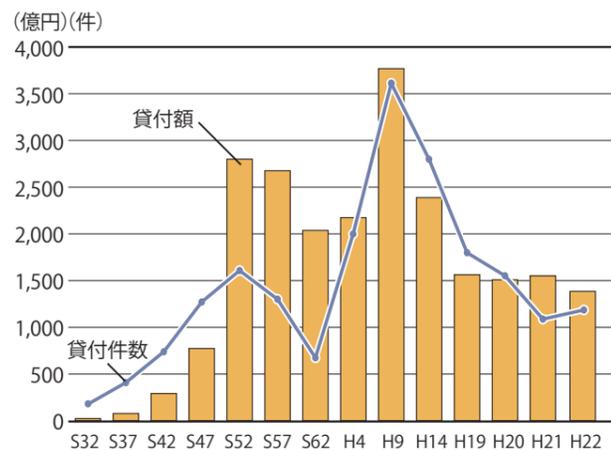
【水道事業】

地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、2,175 事業あり、年間約 187 億³の給水を行っており、給水人口は約 1 億 2,493 万人となっています。

平成 22 年度の貸付額は、1,383 億円となっています。



大井川広域水道企業団（静岡県）



【病院事業】

地方公共団体が経営する病院事業は、659 事業で、これらの事業が有する病院の数は 916 病院（一般病院 874、結核病院 1、精神科病院 41）となっています。

平成 22 年度の貸付額は、534 億円となっています。



県立こころの医療センター（三重県）

【交通事業】

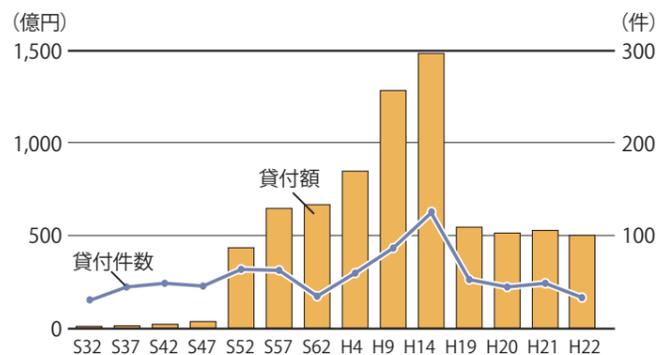
地方公共団体が経営する交通事業は、82 団体 100 事業あり、年間延べ約 40 億人（1 日平均 1,088 万人）に利用されています。

公営交通事業が旅客輸送機関に占める割合を年間輸送人員からみると、バスでは 24.1%、地下鉄では 73.1%となっています。

平成 22 年度の貸付額は、500 億円となっています。



市内電車環状線（富山市）



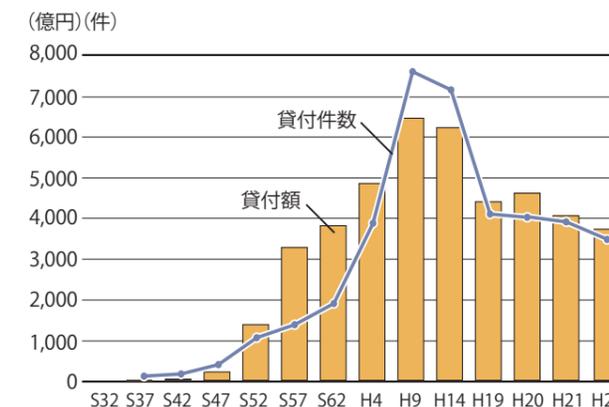
【下水道事業】

地方公共団体が行う下水道事業は、3,635 事業で、平成 21 年度末における現在処理区域内人口は 9,945 万人、全国人口に対する現在処理区域人口の割合は 76.9%となっています。

平成 22 年度の貸付額は、長期貸付額全体の約 2 割を占め、3,722 億円となっています。



清水地区農業集落排水処理施設（岐阜県揖斐川町）



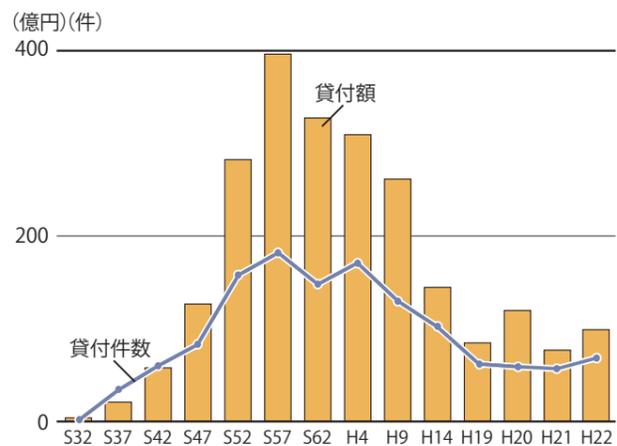
【工業用水道事業】

地方公共団体が経営する工業用水道事業は、152 事業 261 施設あり、6,166 箇所の工場等に年間約 45 億 m³を給水しています。

平成 22 年度の貸付額は、99 億円となっています。



生田浄水場（川崎市）



【電気事業・ガス事業】

地方公共団体が経営する電気事業は、67 事業 366 発電所で、発電能力は最大出力 290 万 kW、年間発電電力量は 92 億 kWh に達しています。また、地方公共団体は、32 のガス事業を経営し、91 万戸の家庭に年間 369 億 MJ のガスを供給しています。

平成 22 年度の貸付額は、51 億円となっています。



仁右工門用水発電所（富山県）

【港湾整備事業】

地方公共団体が経営する港湾整備事業は、101 事業で、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成 22 年度の貸付額は、40 億円となっています。



アイランドシティコンテナターミナル ガントリークレーン（福岡市）

【介護サービス事業】

地方公共団体が運営する介護サービス事業は、603 事業となっています。介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業に対して貸付を行っています。

平成 22 年度の貸付額は、3 億円となっています。



無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれ（萩市）

【市場事業】

地方公共団体が経営する市場事業は、175 事業で、年間の取扱量は、そ菜 777 万トン、果実 282 万トン、水産物 403 万トン、肉類その他 79 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 22 年度の貸付額は、38 億円となっています。



中央卸売市場（盛岡市）

【と畜場事業】

地方公共団体が経営すると畜場事業は、74 事業で、平成 21 年度における年間処理実績は 423 万頭となっています。

平成 22 年度の貸付額は、2 億円となっています。



食肉流通センター（金沢市）

【観光施設事業（産業廃棄物処理事業を含む。）】

観光施設事業は、休養宿泊事業 141 事業をはじめ、ロープウェイ 59 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）170 事業の合計 370 事業が行われています。

平成 22 年度の貸付額は、3 億円となっています。



旭山動物園（旭川市）

【駐車場事業】

地方公共団体が経営する駐車場事業は、234 事業 694 施設であり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 4 千台、1 日平均利用台数は約 17 万 4 千台となっています。

平成 22 年度の貸付額は、8 億円となっています。



川口駅東口地下公共駐車場（川口市）

9. 平成 22 年度受託貸付の状況

公有林整備事業及び草地開発事業については、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて貸付けを行っています。

平成 22 年度の受託貸付の総額は 28 億 26 百万円、内訳は、公有林整備事業が 27 億 15 百万円、草地開発事業が 1 億 11 百万円となっています。

区分	公有林整備事業		草地開発事業		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	構成比
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%
都道府県	56	1,814	3	52	59	1,866	66.0
市	87	618	2	10	89	628	22.2
町村	58	284	3	49	61	333	11.8
組合等							
計	201	2,715	8	111	209	2,826	100.0

（注）四捨五入により計が一致しないことがあります。

また、受託貸付の残高は、公有林整備事業が 24,534 件、3,299 億 55 百万円、草地開発事業が 1,469 件、202 億 18 百万円の合わせて 26,003 件、3,501 億 73 百万円となっています。

10. 平成 23 年度貸付計画

平成 23 年度地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定されました。

その結果、平成 23 年度の地方債計画の総額は 13 兆 7,340 億円(対前年度比 2 兆 1,636 億円、13.6%の減)となり、地方公共団体金融機構資金は 1 兆 8,930 億円が計上されました。(詳しくは参考資料 119 ページをご参照ください。)

この地方債計画を踏まえ、平成 23 年度における一般貸付に係る貸付計画額は、一般会計債 4,387 億円、臨時財政対策債 7,298 億円、公営企業債 6,446 億円、公営企業借換債 300 億円の合計 1 兆 8,431 億円の予定となっています。(詳しくは参考資料 113 ページをご参照ください。)

また、受託貸付に係る貸付計画額は 27 億円の予定となっています。

11. 補償金免除繰上償還

国において、平成 19 年度から平成 21 年度までの措置として 5 兆円規模の公債費負担軽減対策が講じられ、そのうち旧公庫においては、平成 19 年度及び 20 年度の 2 ヶ年で約 1 兆 2,700 億円を実施してきたところですが、深刻な地域経済の低迷等の事態を踏まえ、平成 22 年度地方財政対策の中で、この措置を 3 年間延長することとされました。

その概要は、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成 22 年度から 3 年間で 1.1 兆円規模の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金)の補償金免除繰上償還を実施し、高金利の地方債の公債費負担を軽減するというものです。

当機構におきましても、この国における公債費負担軽減対策の決定を受けて、行政改革・経営改革を行うものとして国から要請のあった地方公共団体を対象に、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還(借換債含む。)に応じることとし、平成 22 年度においては、1,302 億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債 671 億円)を実施しました。

平成 23 年度においても、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還(うち公営企業借換債 300 億円)を実施します。

12. 東日本大震災への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心として甚大な被害が生じました。当機構では、直ちに理事長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、被災団体への支援策や具体的な対応等を検討し、実施してきました。

まず、3 月 15 日には、被災団体からの資金手当や償還業務に関する相談に応じられるよう相談窓口を開設し、土日祭日を含めた相談体制を整備しました。また、被災団体の資金需要に的確に対応できるよう、短期貸付制度の改正を図りました。

さらに、今回の災害が 3 月 22 日の定期償還日の直前に起きたことから、一時的に行政機能を喪失した団体や金融システム障害、公共インフラの損壊等により元利金の償還業務に支障を生じた団体 32 団体に対して、当機構の内部規程及び借用証書特約条項に基づき、その償還元利金 72 億 8,682 万円について、次回の定期償還日となる平成 23 年 9 月 20 日まで払込期日を延長する貸付条件の変更を行いました。

その後、被災団体における行政機能の回復等が進む中、償還業務は着実に進んでおり、期末現在の未償還元利金は 16 団体、25 億 4,344 万円、平成 23 年 5 月 30 日時点では 3 団体、1 億 8,103 万円となっています。

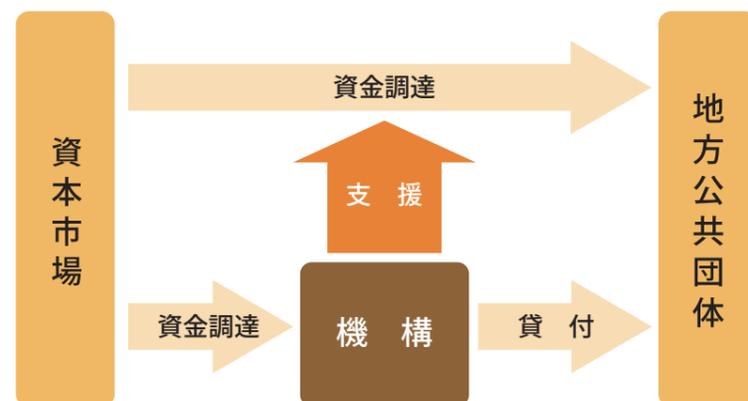
当機構では、東日本大震災という未曾有の大災害により甚大な被害を被った被災団体の復旧・復興を支援するため、引き続き、低利かつ長期の安定的な資金供給を通じて、その役割を果たしていきたいと考えております。

- ・地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。
- ・市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、関係機関と連携して、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で、個別の地方公共団体の要望に応じた、きめ細やかな支援を実施します。

1. 基本姿勢

機構は、地方債資金の共同調達機関であり、資本市場から資金を調達し、公的資金として地方公共団体に貸し付けるといった位置付けにあります。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施します。



2. 地方支援業務の仕組みと体制

(1) 地方支援業務の仕組み

地方支援業務は、平成19年に制定された地方公共団体金融機構法を根拠とする新しい業務であり、地方公共団体の資金調達に関する調査研究、情報の提供、助言その他の支援を内容としています。

平成23年度からの本格的な展開に向け、平成22年10月に「地方支援業務実施方針」を策定しました。地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で構成され、個別の地方公共団体のニーズに応じ、必要な支援を本格的に実施しています。

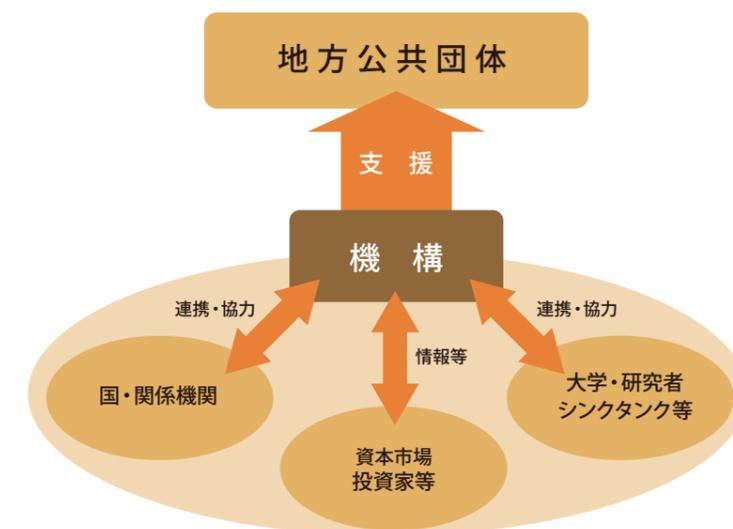
(2) 地方支援業務の体制

機構では、地方支援業務の企画及び実施体制を強化するため、平成22年4月、新たに「地方支援課」を設けました。地方支援課では、金融機関での勤務経験を有する専門職員を配置し、自治体ファイナンス・アドバイザーとして、金融の専門知識や実務経験を必要とする地方公共団体の要望に応えられる体制を整えています。

また、平成23年1月には、地方金融に関する総合的な研究を推進するため、総括主任研究員を新たに配置しました。

(3) 関係機関との連携協力

機構は国や関係機関と連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携・協力を図り、地方公共団体の求める支援を提供していきます。



3. 地方支援業務の体系

地方支援業務は、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つを主な柱として実施します。

(1) 人材育成

地方財政、金融、会計等に関する基礎知識のみならず、実務に関するスキル・ノウハウの取得も視野に置いた研修を実施します。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達のあるり方などに関する調査研究を行い、その成果を地方公共団体に還元します。

(3) 実務支援

専門知識を有する機構職員等が、資金調達に関し個別の地方公共団体の要望に応じて助言等の支援を提供します。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に役立つ、金融知識、他団体の参考事例、金融データ等を提供します。



4. 個別業務の概要

(1) 人材育成

① 共催研修

市町村職員中央研修所や全国市町村国際文化研修所等との共催により、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できるよう、資金調達担当職員のための基礎的な金融知識に関する専門研修を提供します。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地域の実状や受講者のレベルに応じた講義を提供します。

③ 実務テキスト

資金調達担当職員が必要な時に、いつでも見られるよう、資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開します。

(2) 調査研究

① 資金調達等に係る調査研究

地方の共同組織である機構の位置付けを活かし、地方債の継続的な分析及び定点観測など、専門知識を必要とし、かつ、個別団体では実施が難しい、地方公共団体にとって有益な調査研究を実施します。

② フォーラムの共催

これからの地域主権改革及び地方財政における地方債の意義・役割などについて総合的な研究活動を行い、東京大学との共催によるフォーラムの継続的な開催などにより研究成果を地方公共団体に還元します。

(3) 実務支援

金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーが、個別の地方公共団体からの要望に応じて、きめ細かな支援を提供します。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣します。

① 助言

資金調達に当たって生じる疑問や悩みに対して、専門的なアドバイスを提供します。

また、市場動向のとらえ方などの事実確認や、金融知識を活用した理論的な整理など、依頼先のニーズを充足する情報提供を併せて実施します。

② 研究会等参加

地方公共団体が資金調達に関する特定のテーマについて、研究会、ワーキンググループ等を設置し、一定期間継続して調査研究を行う場合、外部有識者として当該研究会などに参加します。

③ 教育訓練支援

資金調達に関する現状把握能力向上のため、依頼先職員等にスクール形式もしくはマンツーマン形式でトレーニングを実施します。

また、地方公共団体の幹部向け勉強会の講師を行います。

④ 情報連結支援

資金調達に関する参考事例や類似状況にある他の地方公共団体の情報を求める地方公共団体に対し、対象団体の了解を得たうえで紹介する情報連結支援（リエゾンサービス）を実施します。

⑤ 情報蓄積・発信

個々の実務支援において得られた情報を蓄積し、データベース化して、地方支援業務の情報提供事業において活用するとともに、冊子等を通じて広く提供します。

⑥ 現地サポート型実務支援事業～住民参加型市場公募地方債発行実務支援～

地方公共団体の資金調達方法の多様化を後押しするため、住民参加型市場公募地方債（住民公募債）の発行を初めて行う地方公共団体を対象に次の事業を行います。

ア 住民公募債発行に際しての現地サポート事業

金融機関での勤務経験を持ち、住民公募債をはじめとする債券発行手続きに精通した専門家である自治体ファイナンス・アドバイザーを派遣して、住民公募債の発行に関して、きめ細かに支援を行います。

イ 発行に係る広報経費等の助成事業

上記アにより現地サポートを受ける団体に対し、発行に係る広報経費等を助成します。

(4) 情報提供

① 金融知識

資金調達に携わる地方公共団体職員が知っておくべき金融知識・用語について、地方公共団体の立場で、分かりやすく解説し、研修などの場を活用して、順次提供していきます。

② 参考事例

他団体の参考事例について、当該団体の了解が得られたものについて、必要とする団体に個別に提供します。

また、多くの団体の参考となるような事例については、冊子等を通じて広く提供していきます。

③ 金融データ

ホームページにおいて、金融データをリンクにより提供します。

5. 平成 22 年度の地方支援業務実績

平成 23 年度以降の事業の本格的な展開を目指し、平成 22 年度までを「地方支援業務の事業展開の基盤づくり」と位置付け、各種事業を展開しました。

(1) 人材育成

市町村職員中央研修所と共催で、資金調達職員のための基礎的な金融知識に関する専門研修である「資金調達政策セミナー」を平成 22 年 11 月 4、5 日の 2 日間にわたって開催しました。

また、講義で使用したテキスト 2 点をホームページに掲載しました。

都道府県が実施する市町村職員向け研修や都道府県が管内市町村に行う説明会等の機会を活用し、機構職員が出向いて、5 回の出前講座を実施しました。

(2) 調査研究

機構と東京大学は、これからの地方金融のあり方、地方財政における金融の意義・役割等に関する研究教育の充実を図り、地方金融分野の発展に資する人材を育成することが不可欠であるとの共通認識から、平成 22 年 10 月、東京大学経済学部へ寄付講座を開設しました。

寄付講座開設に併せて、シンポジウム・フォーラムの積極的な開催を通じて、地方公共団体の資金調達に関する調査研究を行い、地方金融に関する理解を広めるとともに、その成果を地方公共団体に還元していくこととしています。フォーラムの開設記念として、シンポジウムを平成 22 年 12 月 1 日に開催しました、また、フォーラムを 1 月と 2 月の 2 回開催しました。

(3) 実務支援

17 団体の 19 件に対し、助言、教育訓練支援を実施しました。主な内容は、次のとおりです。

- ・借入金利のスプレッド分析支援
 - ・借入年限の多様化に関する助言
 - ・借入に際しての入札実施に係る助言
 - ・証券発行による資金調達に係る助言
- 等

(4) 情報提供

平成 22 年 11 月、地方支援業務ホームページをリニューアルし、地方支援業務の案内をはじめ、実務テキスト、金融データなどを提供しています。

(5) 合併市町村における住民公募債発行支援事業

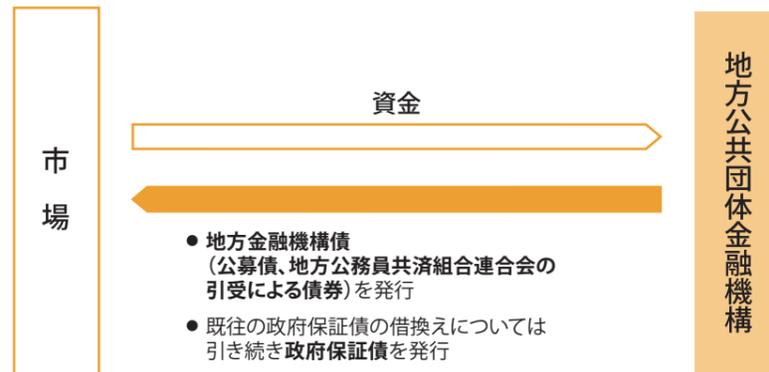
資金調達に関する支援業務の一環として、住民参加型市場公募地方債を発行する合併市町村 2 団体に対し、発行に関する適切な情報提供及び人的支援を行い、広報や IR 事業等に係る経費の助成を行いました。

地方公共団体の地方債資金共同調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの削減を図りながら、安定的に調達を行います。

1. 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、地方金融機構債（公募債）を基本としながら、地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行も併せて行います。

旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債の発行によって行います。



※地方金融機構債は、地方公共団体金融機構が発行する政府保証のない債券であり、地方公共団体金融機構法により一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されます。（地方公共団体機構法第40条第2項）

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じて、資本市場からの信認を確固たるものとしてまいります。また、市場環境や市場ニーズに応じた機動的な資金調達に努めてまいります。

(1) 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しながら、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限と形態による柔軟な資金調達に努めます。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に10年債については、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program) やユーロMTNプログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えてまいります。

また、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、調達コストの縮減が図られるよう多様な市場における債券発行に努めてまいります。

(2) 情報開示の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業はもとより財務内容やリスク管理の状況について、情報開示を適切に実施します。

また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構への信認が確固たるものとなるよう投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施するとともに、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施します。このほか、投資家の投資計画策定に資するよう半期毎に債券発行計画を公表します。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献してまいります。

〈参考〉ユーロMTNプログラムの概要

ユーロMTNプログラムとは、ユーロ市場におけるMTN (Medium Term Note) プログラムであり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大体に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで債券発行を行うことができるプログラムです。

- 保証 非政府保証
- 通貨 マルチカレンシー
- 上場 ロンドン証券取引所 (メイン市場)
- 発行限度額 5,000億円
- 準拠法 英国法

3. 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方債と同様のステータスを有する信用力の極めて高い債券であり、いわば「スーパー地方債」と考えています。

- ・機構は地方の資金共同調達機関であり、すべての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
- ・機構の貸付先である地方公共団体のデフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安定性は高いといえること
- ・金利変動準備金等により万全の財務基盤が確保されていること
- ・機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負担するとされていることから、償還確実性が担保されていること

機構は、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)、ムーディーズ・ジャパン (Moody's) 及び格付投資情報センター (R&I) より、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付けを取得しています。また、機構のリスクウェイトの категорияは円建債 10%、外貨建債 20%となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとなっています。また政府保証債については、円建債、外貨建債にかかわらず0%。
 ※非課税措置の対象となるのは、平成25年3月31日までに発行される機構債券等の利子等のうち、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始するものとなっています。

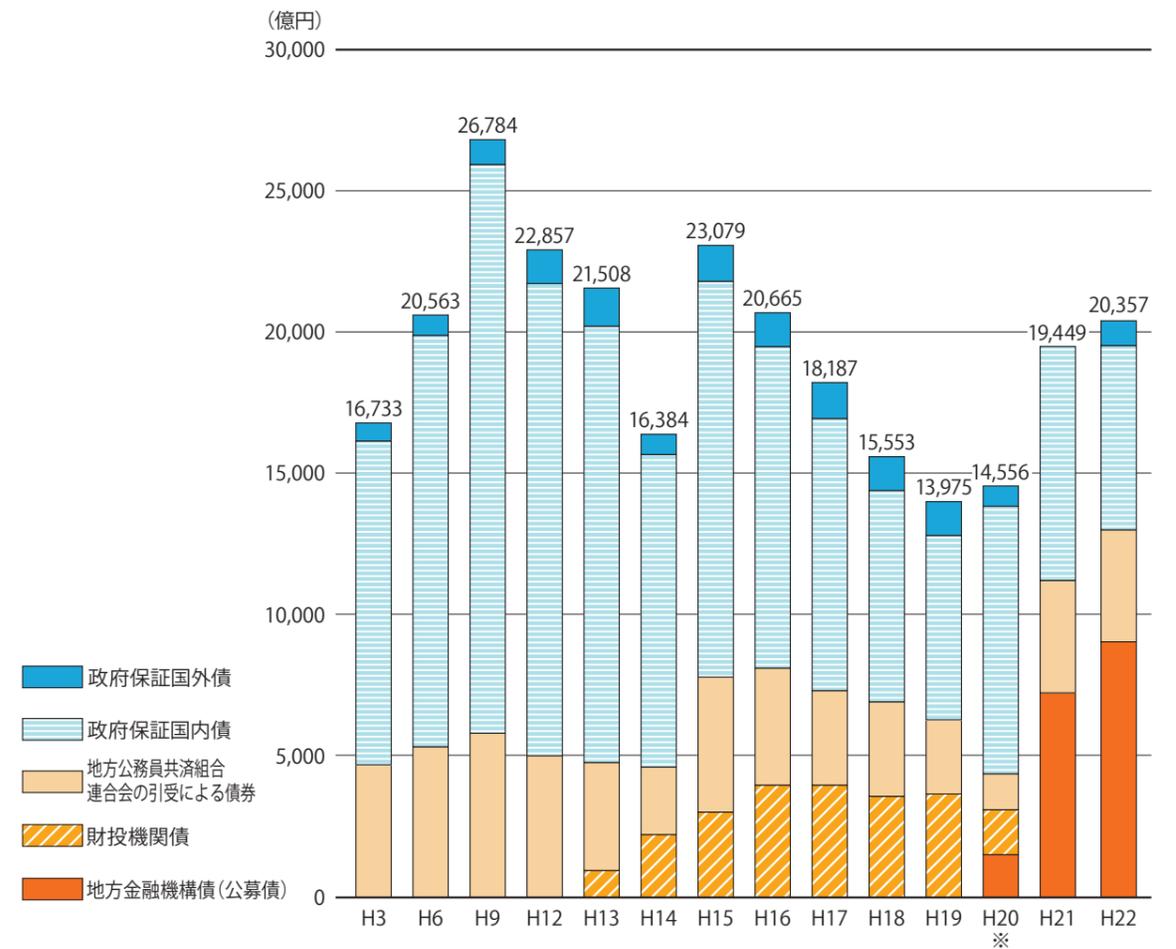
発行体格付(依頼)	S&P : AA- Moody's : Aa2 R&I : AAA (平成23.3.31 現在)	
BISリスク・ウェイト	地方金融機構債：10% (円建) 20% (外貨建)	(参考) 政府保証債：0% 国債・地方債：0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。(地方公共団体金融機構法第40条第2項(抄)) なお、この先取得権の順位は、同条第3項により、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされている。	

4. 資金調達実績の推移

機構では、地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会の引受による債券）及び政府保証債（国内債、国外債）を発行しています。

政府保証のない公募債として、旧公庫は平成13年度から財投機関債を発行していましたが、平成20年度の機構の業務開始以降は、地方金融機構債を発行しています。

なお、平成22年度の債券発行総額は、2兆357億円となっています。

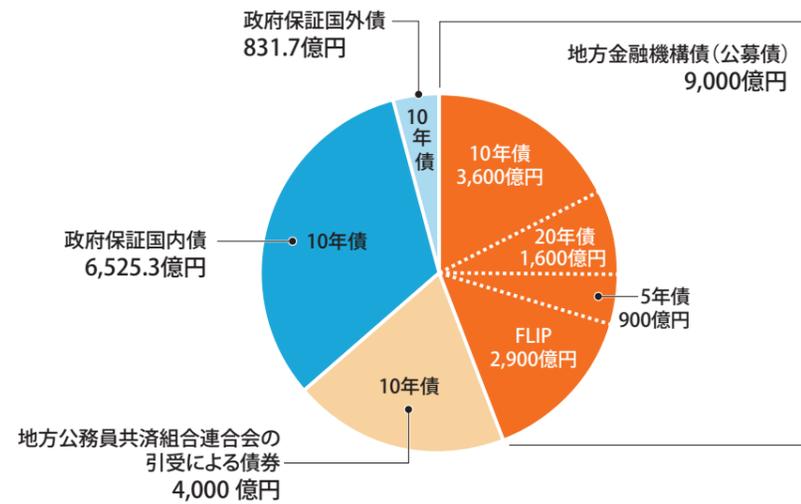


5. 平成 22 年度の資金調達実績

平成 22 年度における地方金融機構債（公募債）の発行総額（額面）は 9,000 億円であり、その内訳は 10 年債 3,600 億円、20 年債 1,600 億円、5 年債 900 億円、FLIP 2,900 億円となっています。地方公務員共済組合連合会の引受による債券の発行額は 10 年債 4,000 億円となっています。

また、既往の政府保証債の借換えを行うため、政府保証 10 年債を 7,357 億円（うち国内債 6,525 億 30 百万円、国外債 831 億 70 百万円）発行しました。

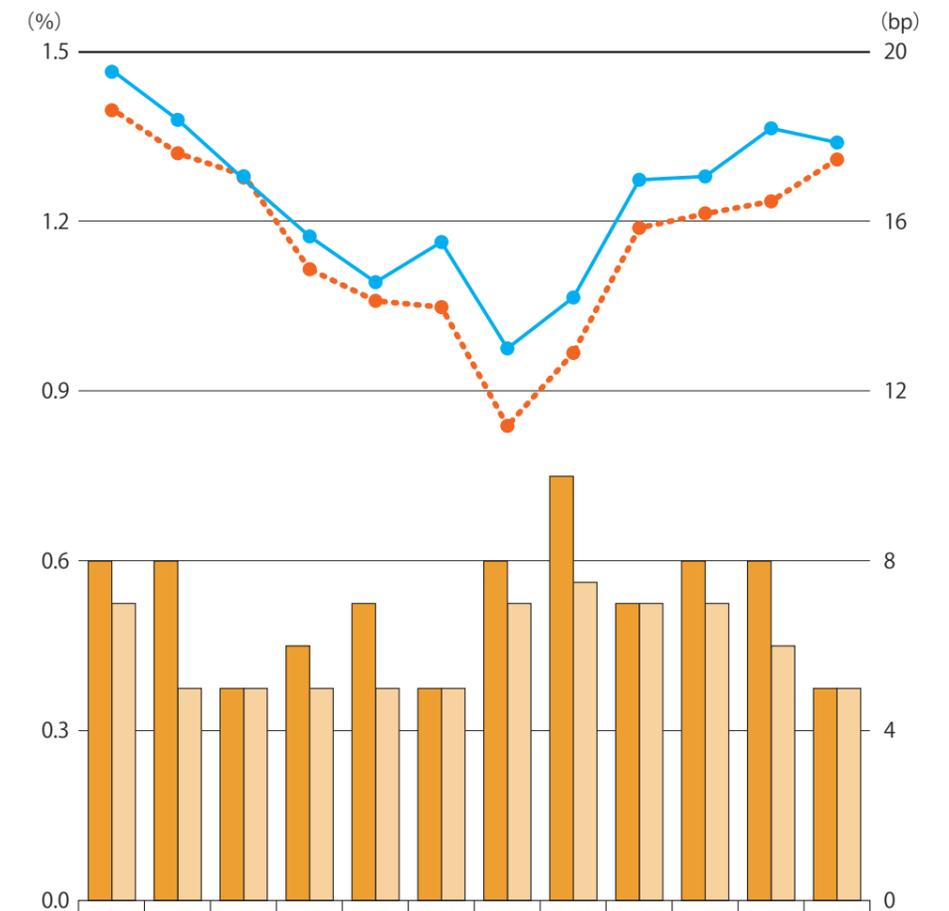
この結果、公庫から承継した債券も含め、機構債券の平成 22 年度末発行残高は 18 兆 3,462 億円となっています。



<参考> FLIPの概要

- 年限や発行額など投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して起債する機構独自の仕組み
- 債券の年限 3年～30年（ただし、満期一括固定利付債の場合、5、10、20年は除く）
- 1回の発行額 30億円以上

(参考) 地方金融機構債（10年債）の利回りの推移（平成22年度）



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対国債スプレッド (bp)	8.0	8.0	5.0	6.0	7.0	5.0	8.0	10.0	7.0	8.0	8.0	5.0
対カーブ比 (bp) (※1)	7.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	7.0	7.5	7.0	7.0	6.0	5.0
地方金融機構債 (%)	1.465	1.380	1.278	1.174	1.093	1.164	0.976	1.066	1.274	1.280	1.365	1.340
国債 (%) (※2)	1.397	1.321	1.283	1.116	1.060	1.049	0.839	0.968	1.189	1.214	1.236	1.310

※1 対カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

※2 国債 (%) は該当月の平均落札利回り(単利)。

1 地方金融機構債

(1) 公募債

年限	回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
10年	第11回	350	1.465	100.00	22.4.22
10年	第12回	300	1.380	100.00	22.5.25
10年	第13回	300	1.278	100.00	22.6.17
10年	第14回	300	1.174	100.00	22.7.22
10年	第15回	300	1.093	100.00	22.8.19
10年	第16回	300	1.164	100.00	22.9.21
10年	第17回	300	0.976	100.00	22.10.25
10年	第18回	300	1.066	100.00	22.11.18
10年	第19回	300	1.274	100.00	22.12.20
10年	第20回	300	1.280	100.00	23.1.24
10年	第21回	300	1.365	100.00	23.2.21
10年	第22回	250	1.340	100.00	23.3.17
20年	第7回	300	2.202	100.00	22.4.22
20年	第8回	300	2.043	100.00	22.6.17
20年	第9回	200	1.927	100.00	22.7.22
20年	第10回	200	1.752	100.00	22.8.19
20年	第11回	200	1.851	100.00	22.10.20
20年	第12回	200	2.092	100.00	22.12.13
20年	第13回	200	2.132	100.00	23.1.24
5年	第1回	200	0.525	100.00	22.5.25
5年	第2回	300	0.423	100.00	22.9.21
5年	第3回	200	0.424	100.00	22.11.18
5年	第4回	200	0.639	100.00	23.2.21
4年	F21回	200	0.435	100.00	22.4.28
8年	F22回	60	1.050	100.00	22.5.10
8年	F23回	90	1.075	100.00	22.5.12
13年	F24回	30	1.681	100.00	22.5.12
9年	F25回	70	1.255	100.00	22.5.13
7年	F26回	50	0.855	100.00	22.5.19
9年	F27回	250	1.235	100.00	22.5.27
17年	F28回	35	1.753	100.00	22.7.29
12年	F29回	30	1.347	100.00	22.7.29
6年	F30回	250	0.504	100.00	22.7.29
9年	F31回	250	1.022	100.00	22.7.29
4年	F32回	30	0.268	100.00	22.7.29
7年	F33回	30	0.620	100.00	22.7.29
8年	F34回	30	0.785	100.00	22.7.29
9年	F35回	30	0.962	100.00	22.7.29
9年	F36回	100	0.986	100.00	22.7.29
15年	F37回	30	1.597	100.00	22.7.29
7年	F38回	50	0.567	100.00	22.8.2
8年	F39回	50	0.808	100.00	22.8.2
3年	F40回	40	0.185	100.00	22.8.2
9年	F41回	250	0.869	100.00	22.10.28
13年	F42回	40	1.284	100.00	22.10.28
15年	F43回	35	1.525	100.00	22.10.28
8年	F44回	160	0.647	100.00	22.11.4
15年	F45回	35	1.520	100.00	22.11.4
15年	F46回	30	1.539	100.00	22.11.8
29年	F47回	30	2.095	100.00	22.11.8
9年	F48回	250	1.245	100.00	23.1.27
25年	F49回	30	2.332	100.00	23.1.27
9年	F50回	30	1.123	100.00	23.1.31
18年	F51回	30	2.000	100.00	23.1.31
15年	F52回	30	1.781	100.00	23.1.31
9年	F53回	150	※1	100.00	23.2.1
13年	F54回	30	1.588	100.00	23.2.3
15年	F55回	35	1.773	100.00	23.2.3
22年	F56回	30	2.160	100.00	23.2.3

※1 6ヵ月円LIBOR +0.022%

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

年限	回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
10年	A号第7回	600	1.48	100.00	22.4.27
10年	A号第8回	600	1.42	100.00	22.5.24
10年	A号第9回	300	1.20	100.00	22.7.28
10年	A号第10回	300	0.99	100.00	22.10.27
10年	A号第11回	400	1.16	100.00	22.11.26
10年	A号第12回	600	1.33	100.00	23.1.27
10年	A号第13回	600	1.42	100.00	23.2.24
10年	A号第14回	600	1.40	100.00	23.3.22

2 政府保証債

(1) 国内債

年限	回号	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日
10年	第11回	600	1.4	99.75	22.4.19
10年	第12回	600	1.3	99.45	22.5.24
10年	第13回	600	1.3	100.00	22.6.14
10年	第14回	600	1.1	9.45	22.7.20
10年	第15回	600	1.0	99.30	22.8.16
10年	第16回	500	1.0	99.30	22.9.14
10年	第17回	500	0.9	100.00	22.10.21
10年	第18回	500	0.9	99.30	22.11.17
10年	第19回	500	1.2	100.00	22.12.14
10年	第20回	500	1.2	99.60	23.1.20
10年	第21回	500	1.2	99.40	23.2.15
10年	第22回	525.3	1.3	99.80	23.3.14

(2) 国外債

年限	回号	発行額	表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日
10年	第1回 グローバル・ ドル債	1,000百万\$ (831.7億円)	4.000	99.17	23.1.13

6. 平成 23 年度の資金調達計画

貸付業務等に必要な資金調達については、公募債の発行を基本としつつ、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行を組み合わせで行います。平成 23 年度は、地方金融機構債（公募債）を 9,000 億円（うち 10 年債 3,600 億円、20 年債 1,600 億円、5 年債 800 億円、FLIP 2,000 億円、EMTN・その他 1,000 億円）、地方公務員共済組合連合会の引受による債券を 3,000 億円（全額 10 年債）発行する予定です。

また、旧公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証債の借換えについては、政府保証債を発行することとしており、平成 23 年度は、10 年債 5,100 億円、6 年債 2,000 億円の計 7,100 億円の予定です。

（注 1）この計画は、貸付の実行状況、市場環境等により発行額を変更することがあります。

（注 2）発行に関する情報につきましては、発行の都度ホームページ等を通じてお知らせする予定です。

（URL: <http://www.jfm.go.jp/index.html>）

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	3,600
20年債	1,600
5年債	800
FLIP	2,000
EMTN,その他	1,000
計	9,000

※10年債については、原則毎月発行する予定です。

※20年債については、半期毎3～4回程度発行する予定です。

※5年債については、四半期毎1回程度発行する予定です。

※FLIP、EMTN、その他については、発行枠内で柔軟に発行する予定です。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	3,000

2 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額（億円）
10年債	5,100
6年債	2,000
計	7,100

内部管理体制

リスク管理

1. リスク管理全般

- (1) 統合的リスク管理とリスク管理体制 …… 52
- (2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理 …… 52

2. 個別リスク管理

- (1) 信用リスク …… 53
- (2) 市場リスク …… 55
- (3) 流動性リスク …… 57
- (4) オペレーショナルリスク …… 58
- (5) 災害等への対応 …… 58

財務報告に係る内部統制 …… 59

内部監査 …… 60

コンプライアンス（法令等遵守） …… 61

ディスクロージャー …… 62



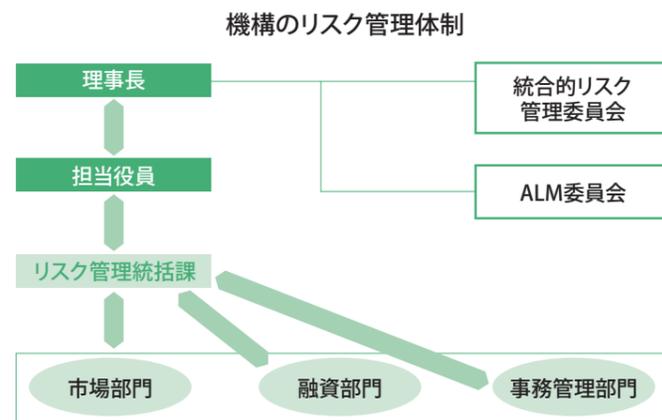
1. リスク管理全般

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

地方公共団体金融機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。



(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行など様々な手段によって、金利リスクを軽減するよう努めています。

2. 個別リスク管理

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっています。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生していません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となりましたが、これにより償還事務に支障を生じた被災団体に対しては、償還元金（32 件 72 億円余）の払込期日を延長する措置を講じたところであります。これら被災団体の行政機能の回復等に伴い、5 月 30 日までに 71 億円余が償還されており、残額についても、順次償還がなされる見通しであります。

(貸付債権の状況)

機構全体の貸付残高は平成23年3月末現在で22兆2,318億円となっていますが、そのうち0.6%程度の1,400億円は、旧公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付に係るものです。機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、地方道路公社に対する貸付については、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっています。なお、機構貸付残高のうち、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する地方公共団体に対するものは全体の0.2%程度となっています。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

(2) 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクです。

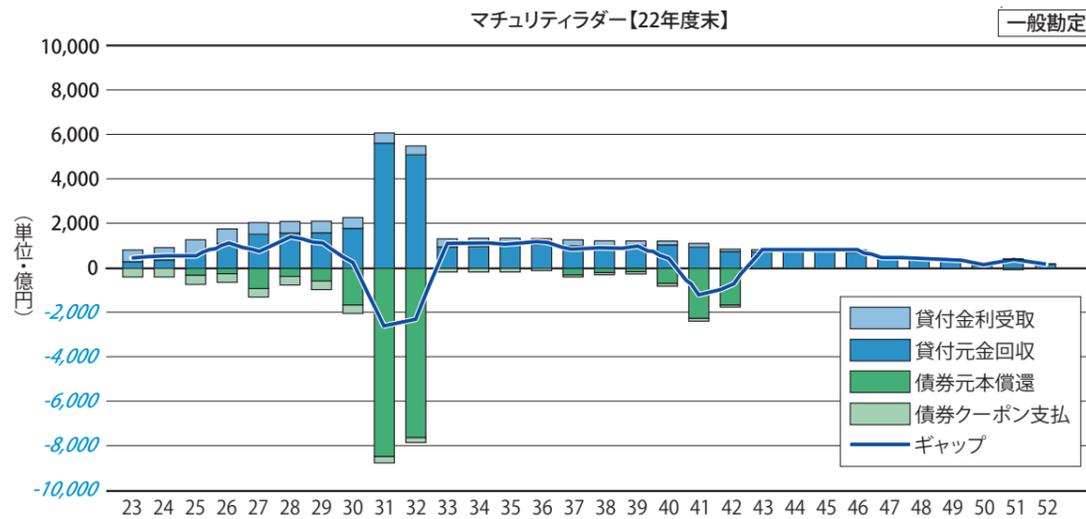
機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付を行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っています。

このような貸付と資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は、以下のように対応することとしています。

- ・貸付と資金調達のための債券の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。平成23年3月末日現在の金利変動準備金は、一般勘定で6,600億円、管理勘定で3兆1,365億円、両勘定合計で3兆7,965億円となっています。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理のより一層の充実を図るため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしています。）をおおむね20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行等により、金利リスクの軽減に努めていきます。機構が業務を開始して、まだ、2年半しか経過しておらず、資産・負債とも、管理勘定に比し小規模ではありますが、平成22年度末のアウトライヤー比率は14.6%、デュレーションギャップは1.12年であり、管理目標の範囲内となっています。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っていますが、上記のとおり金利変動準備金として3兆1,365億円を積み立てています。また、平成20年10月以降、新たな貸付を行わないことから期間の経過に伴い貸付資産・負債が縮小し、金利リスクは縮減していきます。

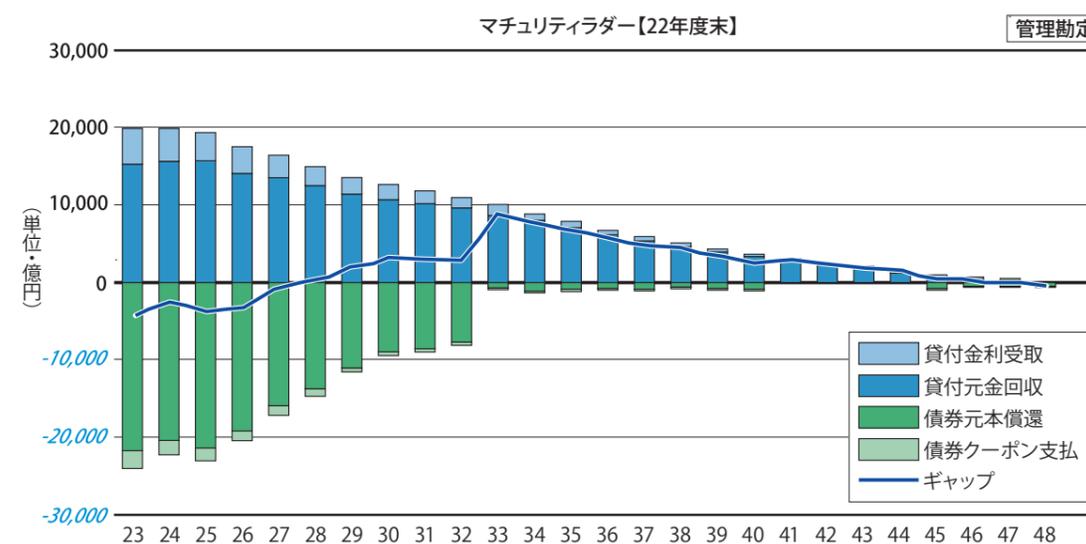
〈参考〉

貸付金と債券のマチュリティアダー図(一般勘定)(平成22年度末現在)



・貸付デレージョン10.66年・債券(資金調達)デレージョン9.54年・デレージョンギャップ1.12年(前年比▲0.02年)

貸付金と債券のマチュリティアダー図(管理勘定)(平成22年度末現在)



・貸付デレージョン6.99年・債券(資金調達)デレージョン4.49年・デレージョンギャップ2.50年(前年比▲0.13年)

機構全体

・貸付デレージョン7.55年・債券(資金調達)デレージョン5.19年・デレージョンギャップ2.36年(前年比▲0.20年)

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っています。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでいます。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

(3) 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

(4) オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

①事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実態、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生防止に努めています。

②システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

③その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形固定資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

(5) 災害等への対応

機構が地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合もしくは受けたとの情報を得た場合に、業務の立ち上げ時間の短縮や被災直後の業務レベルの向上を図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

機構は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「省令」という。）に基づき、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を構築し、適正な整備・運用に努めることとされています。また、省令に基づき、事業年度の末日を基準日として、内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表することとなっています。

機構では、この財務報告に係る内部統制への対応を、機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行い、またその評価を実施します。

なお、平成 22 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。また、内部統制報告書については、会計監査人による監査報告書において、「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」旨の監査意見（省令第 32 条第 4 項第 1 号に基づく無限定適正意見）を得ています。



内部監査は、各部、各課・室から独立した立場で、機構業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的に行うものです。具体的な実施要領は、以下のとおりです。

1. 機構では、検査役が内部監査を行います。
2. 検査役が行う内部監査の内容は次のとおりです。
 - (1) 各課・室の事務処理が法令や諸規程に従い適正に行われているか
 - (2) 職務執行態勢は効率的であるか
 - (3) リスク管理態勢は適切かつ有効に機能しているか
 - (4) 情報の管理・伝達・共有態勢は有効に機能しているか
3. 検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。
4. 内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある対象の課・室は遅滞なく必要な措置を講じることになっています。
検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を理事長に提出します。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。



1. 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めています。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

2. コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。
コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

3. コンプライアンス活動

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っています。



1. 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保してまいります。

2. 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項に基づく説明書類

(有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書)

事業報告書

財務諸表

決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画

経営計画

債券発行計画

パンフレット

ディスクロージャー誌

Annual Report

機構の財務状況

財務諸表

貸借対照表	64
損益計算書	65
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	66
純資産変動計算書	67
キャッシュ・フロー計算書	68
重要な会計方針	69
追加情報	72
会計方針の変更	72
注記事項等	73
・貸借対照表に関する注記	73
・損益計算書に関する注記	73
・金融商品に関する注記	74
・有価証券に関する注記	83
・デリバティブ取引に関する注記	84
・退職給付に関する注記	85
・勘定別情報（貸借対照表関係）	86
・勘定別情報（損益計算書関係）	88
附属明細書	89

参考情報

内部統制報告書	92
健全化判断比率等に基づく平成 22 年度末貸付残高の分類	93
平成 22 年度末自己査定結果	94



ウェブサイト (<http://www.jfm.go.jp/>)



パンフレット

機構の財務状況 財務諸表

当機構は、地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）に基づき財務諸表を作成し、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成していません。

■貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)	科目	平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
貸付金	22,030,227	22,231,856	債券	18,534,475	18,327,190
有価証券	984,477	457,590	その他負債	17,726	17,698
現金預け金	149,264	516,633	賞与引当金	43	41
その他資産	17,159	17,033	役員賞与引当金	7	6
有形固定資産	2,948	2,918	退職給付引当金	210	195
無形固定資産	921	756	役員退職慰労引当金	56	27
			地方公共団体健全化基金	906,939	915,823
			基本地方公共団体健全化基金	901,407	908,104
			組入地方公共団体健全化基金	5,531	7,719
			特別法上の準備金等	3,664,927	3,896,421
			金利変動準備金	440,000	660,000
			公庫債権金利変動準備金	3,111,043	3,136,532
			利差補てん積立金	113,883	99,889
			負債の部合計	23,124,384	23,157,405
			(純資産の部)		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	5,834	13,860
			一般勘定積立金	5,834	13,860
			評価・換算差額等	△1,340	△8,645
			管理勘定利益積立金	39,517	47,565
			純資産の部合計	60,613	69,382
資産の部合計	23,184,998	23,226,787	負債及び純資産の部合計	23,184,998	23,226,787

■損益計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	金額	金額
経常収益	558,528	539,997
資金運用収益	558,369	539,812
役務取引等収益	140	134
その他経常収益	18	50
経常費用	308,357	292,428
資金調達費用	297,347	283,177
役務取引等費用	271	269
その他業務費用	4,641	4,418
営業経費	2,365	2,374
その他経常費用	3,731	2,187
地方公共団体健全化基金組入額	3,731	2,187
その他の経常費用	—	—
経常利益	250,170	247,569
特別利益	235,010	233,994
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000	220,000
利差補てん積立金取崩額	15,010	13,994
特別損失	476,315	465,489
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	256,315	245,489
国庫納付金	—	—
当期純利益	8,866	16,074

■利益の処分に関する書類【一般勘定】

平成 21 年度(平成 22 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		4,539	4,539
当期純利益		4,539	
前期繰越欠損金	—		
II 利益処分額			
積立金		4,539	4,539

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成 22 年度(平成 23 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		8,025	8,025
当期純利益		8,025	
前期繰越欠損金	—		
II 利益処分額			
積立金		8,025	8,025

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

■利益の処分に関する書類【管理勘定】

平成 21 年度(平成 22 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		4,326	4,326
当期純利益		4,326	
前期繰越欠損金	—		
II 利益処分額			
積立金		4,326	4,326

(注) 1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

平成 22 年度(平成 23 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		8,048	8,048
当期純利益		8,048	
前期繰越欠損金	—		
II 利益処分額			
積立金		8,048	8,048

(注) 1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

■純資産変動計算書

平成 21 年度(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本			出資者資本 合計	評価・換算 差額等 繰延 ヘッジ損益	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金					
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
前事業年度末残高	16,602	1,295	1,295	17,897	—	35,190	53,087
当事業年度変動額							
当期純利益	—	4,539	4,539	4,539	—	4,326	8,866
出資者資本以外の項目 の事業年度中の変動額	—	—	—	—	△ 1,340	—	△ 1,340
当事業年度変動額合計	—	4,539	4,539	4,539	△ 1,340	4,326	7,525
当事業年度末残高	16,602	5,834	5,834	22,436	△ 1,340	39,517	60,613

平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本			出資者資本 合計	評価・換算 差額等 繰延 ヘッジ損益	管理勘定 利益積立金	純資産合計
	地方公共 団体出資金	利益剰余金					
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
前事業年度末残高	16,602	5,834	5,834	22,436	△ 1,340	39,517	60,613
当事業年度変動額							
当期純利益	—	8,025	8,025	8,025	—	8,048	16,074
出資者資本以外の項目 の事業年度中の変動額	—	—	—	—	△ 7,305	—	△ 7,305
当事業年度変動額合計	—	8,025	8,025	8,025	△ 7,305	8,048	8,768
当事業年度末残高	16,602	13,860	13,860	30,462	△ 8,645	47,565	69,382

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
	金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	8,866	16,074
減価償却費	294	353
資金運用収益	△ 558,369	△ 539,812
資金調達費用	297,347	283,177
賞与引当金の減少額	△ 4	△ 1
役員賞与引当金の増減額 (△は減少額)	△ 0	△ 0
退職給付引当金の増加額	7	△ 14
役員退職慰労引当金の増加額	5	△ 28
地方公共団体健全化基金の増加額	3,731	2,187
金利変動準備金の増加額	220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額	36,315	25,489
利差補てん積立金の減少額	△ 15,010	△ 13,994
貸付金の純増(△)減	185,060	△ 201,628
債券の純増減(△)	△ 447,921	△ 211,245
資金運用による収入	557,974	539,475
資金調達による支出	△ 293,491	△ 279,095
その他	△ 325	△ 7,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,520	△ 166,498
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	5,536,800	6,711,500
有価証券の取得による支出	△ 5,645,665	△ 6,184,118
有形固定資産の取得による支出	△ 9	△ 15
無形固定資産の取得による支出	△ 463	△ 195
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 109,338	527,170
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	—	—
公営競技納付金収入	8,576	6,696
公営競技納付金還付支出	△ 44	—
出資金の受入による収入	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,532	6,696
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少額)	△ 106,327	367,368
VI 現金及び現金同等物の期首残高	255,591	149,264
VII 資産負債承継による資金増加額	—	—
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	149,264	516,633

■重要な会計方針

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法によっております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 20年～41年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b. ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c. ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利息の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利息の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。	同左
9. 地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。 なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第398号)による改正前の地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

科目	平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「财会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11. 利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

■追加情報

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<p>1. 金融商品に関する注記 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が平成20年3月10日付けで改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財省令第9条の2の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。</p> <p>2. 賃貸等不動産に関する注記 当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。 なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>	-

■会計方針の変更

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
-	<p>資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。この変更による影響は軽微であります。 なお、資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。</p>

■注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成21年度 (平成22年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 106百万円</p> <p>2. 貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。</p> <p>4. 特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。 (3) 利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 193百万円</p> <p>2. 貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、東日本大震災により償還事務に支障を生じた被災16団体に対して、元利金(期末日現在2,543百万円)の払込期日を延長する措置を講じております。当該団体への貸付金の回収可能性に問題はないものと判断しております。</p> <p>3. 担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,327,190百万円の一般担保に供しております。</p> <p>4. 特別法上の準備金等 (1) 金利変動準備金 同左 (2) 公庫債権金利変動準備金 同左 (3) 利差補てん積立金 同左</p>

【損益計算書に関する注記】

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<p>当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 4,539百万円 管理勘定 4,326百万円</p>	<p>当期純利益の勘定別内訳 一般勘定 8,025百万円 管理勘定 8,048百万円</p>

【金融商品に関する注記】

○平成 21 年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達に 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を主要取

引先金融機関との間に締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、（1）アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、（2）デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：百万円)

	貸借対照表計上限	時価	差額
(1) 貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	△ 1
(3) 現金預け金	149,264	149,264	—
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287
債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△ 619	△ 619	—
デリバティブ取引計	△ 619	△ 619	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上限	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国庫短期証券	379,977	379,976	△ 1
	譲渡性預金	604,500	604,500	—
	小計	984,477	984,476	△ 1
合計		984,477	984,476	△ 1

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	272,000	272,000	△ 619	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	80,000	80,000	※ 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	※ 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	—	※ 2	
合計			926,900	747,400	△ 619	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,572,195	1,581,151	1,608,111	1,512,186	1,448,990	6,166,151	6,849,565	1,291,874
有価証券								
満期保有目的のもの	984,477	—	—	—	—	—	—	—
預け金	149,264	—	—	—	—	—	—	—

(注3)債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600	209,260

○平成 22 年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信頼を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的なリスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達には 10 年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長 30 年の元利均等償還貸付であり、貸付けと資金調達のための債券の期間に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆節となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的なリスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行等様々な手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間の差異が存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長 30 年で貸付けを行いますが、一方で貸付原資の大部分を期間 10 年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1) アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をおおむね 20%以下、(2) デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 21 年度から平成 25 年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が 10 年を超える超長期債の継続的な発行により、金利リスクの軽減に努めていきます。

- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券であります。

一般勘定の貸付金、債券については、管理目標を定め、アウトライヤー比率を金利リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

具体的には、保有する債券の年限構成を考慮して償還期間が 10 年を超える超長期債を含む様々な年限の債券発行等を行うことにより、平成 21 年度から平成 25 年度までの間、アウトライヤー比率がおおむね 20%以下となるよう努めております。

アウトライヤー比率は以下の条件に基づき算出しております。

- ・将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。

金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

- ・指標となる金利について

貸付金、債券の評価にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いております。

- ・アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 23 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

平成 23 年 3 月 31 日現在のアウトライヤー比率については以下のとおりであります。
 なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

アウトライヤー比率 () 内は前年度比 (単位: 億円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b)/(e)	200ベース・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券 (d)	
一般勘定	14.6% (+6.0%)	△ 2,339 (△ 1,169)	△ 6,926 (△ 3,284)	+4,587 (+2,116)	15,976 (+2,296)

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものであります。このため、金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 23 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 683 億円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 693 億円増加するものと考えられます。

[3] 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕金についても短期で運用することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位: 百万円)

	貸借対照表計上限	時価	差額
(1) 貸付金	22,231,856	23,462,149	1,230,293
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	457,590	457,582	△ 7
(3) 現金預け金	516,633	516,633	—
資産計	23,206,079	24,436,365	1,230,285
債券	18,327,190	18,873,549	546,359
負債計	18,327,190	18,873,549	546,359
デリバティブ取引 (*1) ヘッジ会計が適用されているもの	△ 789	△ 789	—
デリバティブ取引計	△ 789	△ 789	—

(* 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローを、平成 23 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。
 また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上限	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	—	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国庫短期証券	86,990	86,982	△ 7
	譲渡性預金	370,600	370,600	—
	小計	457,590	457,582	△ 7
合計		457,590	457,582	△ 7

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
			うち1年超			
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券	100,000	100,000	△ 789	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	95,000	95,000	※ 1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	483,090	483,090	※ 2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	138,000	—	※ 2	
合計			816,090	678,090	△ 789	

※ 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※ 2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,579,622	1,551,565	1,544,319	1,510,292	1,478,709	6,288,292	6,911,416	1,367,638
有価証券								
満期保有目的のもの	457,590	—	—	—	—	—	—	—
預け金	516,632	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,176,130	2,030,560	2,164,070	1,931,670	1,680,970	6,865,040	1,286,338	211,452

【有価証券に関する注記】

○平成21年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	△ 1	—	△ 1
譲渡性預金	604,500	604,500	—	—	—
合計	984,477	984,476	△ 1	—	△ 1

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

○平成22年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	86,990	86,982	△ 7	—	△ 7
譲渡性預金	370,600	370,600	—	—	—
合計	457,590	457,582	△ 7	—	△ 7

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>(2) 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b. ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c. ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>③ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p>	<p>1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。</p> <p>2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券 b. ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 c. ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取</p> <p>(3) ヘッジ方針 債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p> <p>3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。</p>

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<p>(4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>	<p>4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。</p>

【退職給付に関する注記】

平成21年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 363 百万円 年金資産の額 153 百万円 退職給付引当金の額 210 百万円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用の額 16 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 3 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 12 百万円</p> <p>4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 退職給付債務の算定は簡便法によっております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 344 百万円 年金資産の額 149 百万円 退職給付引当金の額 195 百万円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用の額 5 百万円 退職一時金に係る退職給付費用の額 2 百万円 厚生年金基金に係る退職給付費用の額 2 百万円</p> <p>4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項 同左</p>

【勘定別情報(貸借対照表関係)】(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
(資産の部)				
貸付金	3,586,125	18,645,731		22,231,856
有価証券	457,590			457,590
現金預け金	516,633			516,633
その他資産	2,420	14,612		17,033
有形固定資産	2,918			2,918
無形固定資産	756			756
一般勘定貸		827,351	△ 827,351	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	442,831		△ 442,831	
資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787
(負債の部)				
債券	2,580,904	15,746,285		18,327,190
その他負債	3,107	14,590		17,698
賞与引当金	41			41
役員賞与引当金	6			6
退職給付引当金	195			195
役員退職慰労引当金	27			27
地方公共団体健全化基金	915,823			915,823
基本地方公共団体健全化基金	908,104			908,104
組入地方公共団体健全化基金	7,719			7,719
管理勘定借	827,351		△ 827,351	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		442,831	△ 442,831	
特別法上の準備金等	660,000	3,236,421		3,896,421
金利変動準備金	660,000			660,000
公庫債権金利変動準備金		3,136,532		3,136,532
利差補てん積立金		99,889		99,889
負債の部合計	4,987,458	19,440,129	△ 1,270,183	23,157,405
(純資産の部)				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	13,860			13,860
一般勘定積立金	13,860			13,860
評価・換算差額等	△ 8,645			△ 8,645
管理勘定利益積立金		47,565		47,565
純資産の部合計	21,816	47,565		69,382
負債及び純資産の部合計	5,009,275	19,487,695	△ 1,270,183	23,226,787

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報(損益計算書関係)】(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	62,302	512,245	△ 34,280	539,997
資金運用収益	45,152	494,659		539,812
役務取引等収益	134			134
その他経常収益	50			50
管理勘定事務受託費	962		△ 962	
地方公共団体健全化基金受取利息	15,730		△ 15,730	
一般勘定貸受取利息		594	△ 594	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		16,992	△ 16,992	
経常費用	54,006	272,702	△ 34,280	292,428
資金調達費用	29,637	253,540		283,177
役務取引等費用	26	243		269
その他業務費用	2,303	2,115		4,418
営業経費	2,264	109		2,374
その他経常費用	2,187			2,187
地方公共団体健全化基金組入額	2,187			2,187
管理勘定借支払利息	594		△ 594	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	16,992		△ 16,992	
一般勘定事務委託費		962	△ 962	
地方公共団体健全化基金支払利息		15,730	△ 15,730	
経常利益	8,025	239,543		247,569
特別利益	220,000	233,994	△ 220,000	233,994
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		13,994		13,994
特別損失	220,000	465,489	△ 220,000	465,489
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		245,489		245,489
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
当期純利益	8,025	8,048		16,074

■附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位:百万円)

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	555	12	—	568	107	42	460
土地	2,403	—	—	2,403	—	—	2,403
その他の有形固定資産	96	43	—	140	85	45	54
有形固定資産計	3,055	56	—	3,111	193	87	2,918
無形固定資産							
ソフトウェア	1,219	113	—	1,332	576	264	756
その他の無形固定資産	13	—	13	0	—	—	0
無形固定資産計	1,233	113	13	1,332	576	264	756

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位:百万円)

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第1回~第22回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ~平成23年3月14日	680,402	1,330,908	0.9 ~1.5	10年
政府保証債(外債) 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	—	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第1回~第4回地方公共団体金融機構債券	平成22年5月25日 ~平成23年2月21日	—	90,000	0.423 ~0.639	5年
非政府保証公募債 第1回~第22回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ~平成23年3月17日	245,000	605,000	0.976 ~1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回~第13回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ~平成23年1月24日	195,000	355,000	1.752 ~2.266	20年
非政府保証公募債 F1回~F52回、F54回~F56回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ~平成23年2月3日	186,000	461,000	0.185 ~2.332	3年~ 29年
非政府保証公募債 F53回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成23年2月1日	—	15,000	変動	10年
縁故債 A号第1回~第14回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ~平成23年3月22日	280,000	680,000	0.99 ~1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	—	1,586,402	3,620,078	—	—
政府保証債(国内債) 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,872	299,917	0.7	4年
政府保証債(国内債) 第1回~第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ~平成21年5月25日	560,087	560,362	1.3 ~1.6	10年

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,993	29,994	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,957	139,962	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,943	84,946	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	—	1,234,854	1,235,183	—	—
政府保証債(国内債) 第788回～第886回公営企業債券	平成12年4月27日 ～平成20年6月19日	9,220,051	7,556,867 (1,540,760)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債(国内債) 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,673	184,659	1.6～ 2.2	15年
政府保証債(外債) 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	1,043,458	923,913 (200,000) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～5.875	10年～ 20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,963	129,976	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,786	1,279,829 (100,000)	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,611	569,636	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,848	189,855	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	0.45 ～0.47	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	45,660	43,490 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付(CMS型)第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	変動	10年
縁故債 い号第55回～特別第1号第31回公営企業債券	平成12年4月28日 ～平成20年7月31日	2,970,200	2,513,700 (333,200)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	—	15,713,218	13,471,927 (2,176,130)	—	—
合計	—	18,534,475	18,327,190 (2,176,130)	—	—

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 18,327,190 百万円の一般担保に供しております。
2. 「政府保証債(外債)第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債(外債)第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[]は外貨建による金額であります。
3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額であります。

3【引当金明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	43	41	43	—	41
役員賞与引当金	7	6	7	—	6
退職給付引当金	210	5	10	9	195
役員退職慰労引当金	56	6	10	24	27

4【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
		うち 繰入額等	うち 繰出額			
金利変動準備金	440,000	220,000	220,000	—	—	660,000
公庫債権 金利変動準備金	3,111,043	245,489	245,489	220,000	220,000	3,136,532
合計	3,551,043	465,489	465,489	220,000	220,000	3,796,532

5【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	繰入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体 健全化基金	901,407	6,696	—	—	—	908,104
組入地方公共団体 健全化基金	5,531	—	2,187	—	—	7,719
合計	906,939	6,696	2,187	—	—	915,823

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第9項の規定に基づく還付に係る金額であります。
3. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第7項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。

■内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条第1項及び第28条
【作成日】	平成23年5月19日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 渡邊 雄司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長渡邊雄司は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成23年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

■健全化判断比率等に基づく平成22年度末貸付残高の分類

- ※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の健全化判断比率等に基づき、平成22年度末貸付残高を分類。
- ※各表中、「平成20年度決算による分類」は総務省H21.11.30発表のH20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（確報値）による基準該当団体・事業主体により平成21年度末貸付残高を、「平成21年度決算による分類」は同省H22.11.30発表のH21年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（確報値）による基準該当団体・事業主体によりH22年度末貸付残高を分類。
- ※計は四捨五入により一致しない場合がある。

1【地方公共団体（都道府県・市区町村）の健全化判断比率による貸付残高の分類】

（単位：百万円）

	平成20年度決算による分類			平成21年度決算による分類			増減		
	団体数	平成21年度末貸付残高	割合	団体数	平成22年度末貸付残高	割合	団体数	貸付残高	割合
財政再生基準該当団体	1	2,112	0.01%	1	2,391	0.01%	0	279	0.00%
早期健全化基準該当団体	21	68,340	0.32%	13	45,204	0.21%	△8	△23,136	△0.11%
健全団体	1,760	21,173,101	99.67%	1,770	21,432,825	99.78%	10	259,724	0.11%
計	1,782	21,243,553		1,784	21,480,420		2	236,867	

- （注）1. 団体数とは、都道府県・市区町村数であり、一部事務組合・企業団及び公社は含まない。
 2. 都道府県・市区町村の残高に一部事務組合（210）611,407百万円、道路公社（36）140,029百万円を加えると、H22年度末残高22,231,856百万円となる。
 3. 「財政再生基準該当団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち、いずれか一つ以上が財政再生基準以上の団体である。
 4. 「早期健全化基準該当団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち、いずれか一つ以上が早期健全化基準以上の団体である。
 5. 「健全団体」とは、地方公共団体の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の、いずれも早期健全化基準未満の団体である。

2【公営企業の資金不足比率による貸付残高の分類】

（単位：百万円）

	平成20年度決算による分類			平成21年度決算による分類			増減		
	事業主体数	平成21年度末貸付残高	割合	事業主体数	平成22年度末貸付残高	割合	事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化基準該当企業	27	177,599	1.10%	24	169,218	1.07%	△3	△8,381	△0.03%
健全企業	4,928	15,961,216	98.90%	5,012	15,593,609	98.93%	84	△367,607	0.03%
計	4,955	16,138,815		5,036	15,762,827		81	△375,988	

- （注）1. 事業主体数とは、各事業を所管する地方公共団体及び一部事務組合・企業団の合計数である。
 2. 全事業の残高に一般会計債6,329,000百万円、道路公社（36）140,029百万円を加えると、H22年度末残高22,231,856百万円となる。
 3. 経営健全化基準該当企業の事業主体数は、経営健全化基準（資金不足比率20%）以上の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。
 4. 健全企業の事業主体数は、経営健全化基準（資金不足比率20%）未満の公営企業会計を有する事業主体の数であり、貸付残高は当該会計に係る残高である。

■ 平成22年度末自己査定結果

(単位：百万円)

自己審査による 債務者区分	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0	破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0		延滞債権 0
破綻懸念先 0	危険債権 0	
0 要注意先 4,267(0.02%)	要管理債権 0	
正常先 135,856(0.61%)	正常債権 22,231,856(100%)	
非区分(地方公共団体) 22,107,651(99.44%)		
総計 22,231,856	総計 22,231,856	総計 0

(注1) 自己査定による債務者区分は、各地方道路公社の平成21年度決算の数値を用いて区分している。

(注2) 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である(金額は平成22年度末)。

(注3) ()内の数値は、総計に対する構成比である。

参考資料・機構データ

参考資料

代表者会議・経営審議委員会開催実績(平成22年度)	96
平成22年度地方債計画資金区分(改定後)	98
平成22年度事業別貸付計画	100
平成22年度事業別貸付状況	102
平成22年度団体種別貸付状況	103
平成22年度貸付金回収状況	104
平成22年度末事業別長期貸付残高	105
平成22年度末都道府県別長期貸付残高	106
平成23年度同意(許可)貸付条件一覧	110
平成23年度経営計画	112
平成23年度地方債計画	119

機構データ

沿革	121
組織図	122
役員・所在地	123

■ 代表者会議の開催実績

回数	年月日	概要
第10回	平成22年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度決算 会計監査人の選任
第11回	平成22年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> 役員の任命 経営審議委員会委員の任命
第12回	平成22年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> 役員の任命及び任命同意
第13回	平成23年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度事業計画、資金計画、予算、収支に関する中期的な計画
第14回	平成23年3月17日	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書の変更

■ 経営審議委員会の開催実績

回数	年月日	概要
第8回	平成22年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度決算 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更
第9回	平成23年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度事業計画、予算
第10回	平成23年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> 業務方法書の変更 地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更

(単位：億円)

項目	平成22年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等資金
一 一般会計債				
1. 一般公共事業	16,815	7,926		8,889
2. 公営住宅建設事業	1,283	551	207	525
3. 災害復旧事業	509	509		
4. 教育・福祉施設等整備事業	6,887	3,462	200	3,225
(1) 学校教育施設等	3,184	1,685		1,499
(2) 社会福祉施設	301		200	101
(3) 一般廃棄物処理	1,054	886		168
(4) 一般補助施設等	1,748	891		857
(5) 施設(一般財源化分)	600			600
5. 一般単独事業	23,935		4,873	19,062
(1) 一般	4,955		236	4,719
(2) 地域活性化	600		143	457
(3) 防災対策	1,039		248	791
(4) 地方道路等	9,141		2,290	6,851
(5) 旧合併特例	8,200		1,956	6,244
6. 辺地及び過疎対策事業	3,133	2,803		330
(1) 辺地対策	433	433		
(2) 過疎対策	2,700	2,370		330
7. 公共用地先行取得等事業	516			516
8. 行政改革推進	3,200			3,200
9. 調整	200			200
計	56,478	15,251	5,280	35,947

(単位：億円)

項目	平成22年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等資金
二 公営企業債				
1. 水道事業	3,578	1,741	1,490	347
2. 工業用水道事業	238		149	89
3. 交通事業	2,817	671	1,055	1,091
4. 電気事業・ガス事業	61		61	
5. 港湾整備事業	515	183	43	289
6. 病院事業・介護サービス事業	2,779	1,027	829	923
7. 市場事業・と畜場事業	934		302	632
8. 地域開発事業	1,459			1,459
9. 下水道事業	12,616	4,266	4,316	4,034
10. 観光その他事業	42		5	37
計	25,039	7,888	8,250	8,901
合計	81,517	23,139	13,530	44,848
三 公営企業借換債	300		300	
四 臨時財政対策債	77,069	22,351	8,260	46,458
五 退職手当債	4,900			4,900
総計	163,786	45,490	22,090	96,206

平成 22 年度事業別貸付計画

(単位：億円)

事業等名	区分	平成22年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成21年度 貸付計画額 (当初)〕
			当年度分	過年度分	合計		
一般会計債	公営住宅事業	207	2	191	193	184	258
	社会福祉施設整備事業	142	1	—	1	127	—
	一般事業	236	2	99	101	210	134
	地域活性化事業	143	1	155	156	128	2
	防災対策事業	248	2	222	224	221	3
	合併特例事業	1,956	18	1,725	1,743	1,743	23
	地方道路等整備事業	2,049	19	1,509	1,528	1,825	2,378
計		4,981	45	3,901	3,946	4,438	2,798
臨時財政対策債		8,260	5,782	2,105	7,887	2,478	3,000
(一般会計債等分計)		13,241	5,827	6,006	11,833	6,916	5,798
公営企業債	水道事業（上水道）	1,300	468	708	1,176	702	1,461
	（簡易水道）	155	56	85	141	83	174
	交通事業（一般交通）	80	29	33	62	43	58
	（都市高速鉄道）	891	321	376	697	481	781
	病院事業	827	298	369	667	446	718
	下水道事業	4,240	1,524	2,588	4,112	2,292	4,893
	工業用水道事業	143	52	72	124	77	140
	電気事業（水力発電を除く）	27	10	3	13	14	7
	（水力発電）	4	2	1	3	2	1
	ガス事業	30	11	4	15	16	7
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	7
	市場事業	283	102	23	125	153	38
	と畜場事業	19	7	2	9	10	2
	駐車場事業	1	0	1	1	1	4
小計		8,002	2,881	4,266	7,147	4,321	8,291

(単位：億円)

事業等名	区分	平成22年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成21年度 貸付計画額 (当初)〕
			当年度分	過年度分	合計		
公営企業債	港湾整備事業	43	16	27	43	23	57
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	1	7	8	2	9
	小計	47	17	34	51	25	66
計		8,049	2,898	4,300	7,198	4,346	8,357
公営企業借換債		300	300	—	300	—	—
合計		21,590	9,025	10,306	19,331	11,262	14,155

(注1) 事業等は、平成 22 年度地方債計画に基づき区分した。

(注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として以下のとおり算定した。

・当年度分

一般会計債については地方債計画の1%相当額、臨時財政対策債については地方債計画の70%相当額、公営企業債については地方債計画の40%相当額を基礎として、過去の貸付実績等を勘案し計上した。公営企業借換債については、地方債計画の全額を計上した。

・過年度分

平成 22 年度に貸付けが見込まれる前年度からの繰越分を計上した。

平成 22 年度事業別貸付状況

	事業名	貸付額(百万円)	増減率(%)	構成比(%)	貸付件数(件)
一般会計債	○公営住宅事業	16,235	△ 0.9	0.9	121
	○社会福祉施設整備事業	1,217	皆増	0.1	9
	○一般事業	6,243	△ 59.2	0.3	74
	○地域活性化事業	9,984	15,500.0	0.5	143
	○防災対策事業	18,598	19,073.2	1.0	206
	○合併特例事業	182,937	1,499.1	10.0	624
	○地方道路等整備事業	126,191	9.8	6.9	871
	(小計)	361,405	128.4	19.7	2,048
○臨時財政対策債		766,236	70.7	41.8	957
公営企業債	○上水道事業	125,652	△ 9.8	6.9	815
	○簡易水道事業	12,647	△ 20.1	0.7	372
	○一般交通事業	3,838	△ 26.0	0.2	9
	○都市高速鉄道事業	46,180	0.5	2.5	23
	○病院事業	53,396	0.2	2.9	231
	○下水道事業	372,245	△ 8.5	20.3	3,470
	○工業用水道事業	9,913	28.6	0.5	68
	○電気事業	529	△ 24.8	0.0	5
	○ガス事業	4,524	335.0	0.2	22
	港湾整備事業	3,958	△ 3.2	0.2	69
	○介護サービス事業	312	57.6	0.0	12
	○市場事業	3,764	138.5	0.2	30
	○と畜場事業	151	155.9	0.0	6
	観光施設事業	39	△ 44.3	0.0	2
	○駐車場事業	780	△ 51.6	0.0	1
	産業廃棄物処理事業	251	△ 28.9	0.0	2
	(小計)	638,177	△ 6.6	34.8	5,137
○公営企業借換債		67,077	皆増	3.7	513
計		1,832,895	42.0	100.0	8,655

(注 1) ○印は、特別利率(臨時特別利率を含む)適用事業です。
 (注 2) 一般事業には臨時河川等整備事業及び臨時高等学校整備事業に係る貸付けを含みます。
 (注 3) 地方道路等整備事業には臨時地方道整備事業に係る貸付けを含みます。
 (注 4) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 22 年度団体種別貸付状況

区分	平成 22 年度貸付額	
	金額(百万円)	構成比(%)
都道府県	448,646	24.5
政令指定都市	266,533	14.5
市・特別区	951,000	51.9
町村	147,805	8.1
企業団・組合等	18,910	1.0
計	1,832,895	100.0

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 22 年度貸付金回収状況

区分		元 金		利 息	
		件 数(件)	金 額(百万円)	件 数(件)	金 額(百万円)
長期貸付 定期償還	一般貸付	383,831	1,474,979	456,560	532,281
	公社貸付	1,073	17,212	1,109	3,551
	計	384,904	1,492,191	457,669	535,832
長期貸付 繰上償還	一般貸付	1,321	137,400	1,318	50
	公社貸付	17	1,675	17	1
	計	1,338	139,075	1,335	51
計		386,242	1,631,266	459,004	535,883
同意(許可)前貸付償還		—	—	3	4
短期貸付償還		—	—	—	—

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 22 年度末事業別長期貸付残高

	事業名	件数(件)	金額(百万円)	構成比(%)	
一般会計債	公営住宅	5,342	568,619	2.6	
	臨時地方道整備	31,163	3,900,914	17.5	
	臨時河川等整備	3,649	209,876	0.9	
	臨時高等学校整備	444	76,583	0.3	
	一般	77	12,835	0.1	
	地域活性化	145	10,045	0.0	
	防災対策	217	18,645	0.1	
	合併特例	650	193,536	0.9	
	地方道路等整備	832	123,213	0.6	
	社会福祉施設整備	9	1,217	0.0	
	臨時財政対策債	1,354	1,214,734	5.5	
	(小計)	43,882	6,330,217	28.5	
	公営企業債	上水道	45,802	3,931,036	17.7
		簡易水道	5,923	175,554	0.8
工業用水道		2,426	248,081	1.1	
一般交通		167	21,754	0.1	
都市高速鉄道		824	1,391,265	6.3	
電気		736	59,638	0.3	
ガス		293	41,303	0.2	
港湾整備		1,209	98,591	0.4	
病院		2,407	584,184	2.6	
介護サービス		315	23,900	0.1	
市場		466	84,410	0.4	
と畜場		59	6,015	0.0	
観光施設		74	6,442	0.0	
産業廃棄物処理		22	9,231	0.0	
駐車場		494	79,487	0.4	
地域開発(注1)		64	33,719	0.2	
下水道		122,022	8,967,000	40.3	
(小計)		183,303	15,761,610	70.9	
地方道路公社	有料道路(公社)	516	140,029	0.6	
合計		227,701	22,231,856	100.0	

(注1) 地域開発のためにする土地の造成事業のうち、臨海工業用地その他の臨海部における土地の造成事業、内陸工業用地、流通業務団地、事務所、店舗等の用に供する一団の土地及び住宅用地(これらと関連を有する施設の用地を含む。)の造成事業その他土地区画整理事業として行われる宅地造成事業。

(注2) 有料道路事業、市街地再開発事業及び宅地造成事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。

(注3) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 22 年度末都道府県別長期貸付残高

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	259	178,049	5,012	785,641	7,743	218,208
青森県	221	51,592	1,843	229,936	1,342	45,688
岩手県	233	75,513	2,590	257,033	770	32,265
宮城県	343	122,333	4,048	389,570	2,328	63,974
秋田県	226	41,102	4,471	207,768	1,170	17,506
山形県	281	76,265	2,595	205,289	1,885	39,722
福島県	308	59,456	3,480	271,913	2,956	66,060
茨城県	472	119,436	5,928	337,239	1,252	36,040
栃木県	183	51,547	3,105	232,930	894	26,757
群馬県	289	73,985	3,552	206,941	1,723	39,685
埼玉県	217	224,347	5,192	502,423	1,557	43,518
千葉県	434	151,647	4,154	484,887	771	21,126
東京都	146	224,442	1,673	212,259	211	6,120
神奈川県	224	159,509	2,452	927,233	835	27,579
新潟県	260	56,063	8,136	494,127	842	20,461
富山県	300	58,699	3,465	230,527	447	23,433
石川県	190	38,647	2,579	232,457	1,210	51,464
福井県	282	66,391	1,991	115,339	930	19,812
山梨県	150	56,295	3,104	125,014	1,079	18,447
長野県	235	63,801	4,250	342,834	3,004	85,642
岐阜県	178	86,802	4,226	248,129	1,137	35,462
静岡県	364	100,538	4,550	404,853	554	18,532
愛知県	314	214,924	4,833	771,521	1,041	28,880
三重県	412	87,116	3,722	251,729	980	27,641

(単位：件、百万円、%)

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
317	26,527			13,331	1,208,424	5.4
106	14,442	2	18	3,514	341,675	1.5
69	4,017			3,662	368,827	1.7
93	11,229	19	2,521	6,831	589,628	2.7
4	68			5,871	266,444	1.2
118	2,685	10	142	4,889	324,102	1.5
186	26,398	3	335	6,933	424,163	1.9
196	19,542	4	922	7,852	513,179	2.3
4	3,826	14	1,027	4,200	316,087	1.4
38	6,741			5,602	327,352	1.5
225	19,541	16	2,242	7,207	792,071	3.6
392	55,483	13	3,228	5,764	716,371	3.2
20	15,601			2,050	458,421	2.1
77	130,916	5	1,442	3,593	1,246,678	5.6
139	15,072			9,377	585,723	2.6
122	11,870	22	1,199	4,356	325,729	1.5
11	1,527	10	979	4,000	325,074	1.5
71	4,885	1	7	3,275	206,433	0.9
146	6,881	2	368	4,481	207,005	0.9
168	11,838	25	2,703	7,682	506,818	2.3
1	27	7	544	5,549	370,964	1.7
74	12,303	22	1,767	5,564	537,992	2.4
132	8,751	57	45,026	6,377	1,069,102	4.8
29	3,400	5	68	5,148	369,955	1.7

(単位：件、百万円、%)

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀県	224	68,673	3,971	231,861	514	12,742
京都府	218	59,354	3,116	466,084	899	25,293
大阪府	377	185,668	4,535	1,358,035	712	22,145
兵庫県	325	236,282	6,902	875,387	1,631	74,512
奈良県	263	116,582	2,142	130,927	1,595	42,206
和歌山県	123	25,884	1,332	135,001	1,009	40,156
鳥取県	202	33,495	1,283	95,810	1,776	48,454
島根県	205	79,625	2,167	186,972	486	20,849
岡山県	322	136,764	4,612	403,820	1,251	34,775
広島県	385	118,420	4,215	568,831	888	29,806
山口県	442	82,942	4,126	211,921	495	12,603
徳島県	212	49,296	1,194	87,774	713	23,466
香川県	250	38,144	2,068	103,140	772	18,485
愛媛県	146	24,720	2,263	191,853	551	18,356
高知県	149	36,658	1,270	120,756	541	16,069
福岡県	124	77,350	4,056	869,843	1,570	74,323
佐賀県	43	18,920	1,432	131,032	536	26,489
長崎県	155	35,691	2,536	228,471	541	16,505
熊本県	193	44,022	2,786	232,034	1,374	39,554
大分県	132	39,637	2,129	146,737	132	3,976
宮崎県	192	48,168	2,016	163,328	688	21,367
鹿児島県	173	92,790	2,283	173,165	727	17,082
沖縄県	226	64,225	1,261	80,677	750	14,331
合計	11,602	4,151,809	154,646	15,661,048	56,812	1,667,563

(注1) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

(注2) 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(105件、31,445,921,689円)を含んでいます。

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
73	4,228	9	847	4,791	318,352	1.4
5	3,395	16	1,982	4,254	556,107	2.5
33	1,450	71	20,786	5,728	1,588,084	7.1
479	82,128	81	15,709	9,418	1,284,017	5.8
2	237	6	3,466	4,008	293,417	1.3
14	2,005			2,478	203,046	0.9
22	944			3,283	178,702	0.8
41	2,151			2,899	289,597	1.3
109	29,054			6,294	604,413	2.7
2	950	17	9,957	5,507	727,963	3.3
143	11,789	4	489	5,210	319,745	1.4
3	170			2,122	160,707	0.7
6	691			3,096	160,460	0.7
10	646			2,970	235,575	1.1
4	12,443	6	233	1,970	186,159	0.8
247	24,381	34	19,192	6,031	1,065,088	4.8
107	13,618	2	68	2,120	190,127	0.9
19	1,790	15	1,590	3,266	284,047	1.3
26	2,607	11	291	4,390	318,508	1.4
				2,393	190,350	0.9
3	174			2,899	233,035	1.0
4	1,052	7	882	3,194	284,970	1.3
35	1,936			2,272	161,169	0.7
4,125	611,407	516	140,029	227,701	22,231,856	100.0

平成 23 年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類	貸付対象事業		貸付条件				利率の種類	償還の方法			
			固定金利方式		利率見直し方式						
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間					
一般貸付	長期貸付	公共事業等	道路事業	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	臨時特別利率	半年賦・元利均等償還		
			社会福祉施設整備事業	20	3	20	3				
		一般会計債	公営住宅		25	5	25	5		特別利率	
			社会福祉施設整備		20	3	20	3			
		一般単独	一般	河川等分	20	5	20	5		臨時特別利率	
				臨時高等学校改築等分							
			一般単独	地域活性化		30	5	30			5
				防災対策							
				地方道路等整備							
				合併特例							
	臨時財政対策債	都道府県・政令市		—	—	30	3	臨時特別利率			
		市町村				20	3				
	公営企業債	水道	上水道		30	5	30	5		臨時特別利率	
			簡易水道								
		交通	一般交通	バス		5	1	—			—
				電車							
				車庫・営業所							
				連絡船							
			高速鉄道		30	5	30	5			
			病院	病院・診療所・看護師宿舍 職員宿舍		30	5	30			5
その他		10		2	—				—		
下水道		30	5	30	5						

貸付の種類	貸付対象事業		貸付条件				利率の種類	償還の方法			
			固定金利方式		利率見直し方式						
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間					
一般貸付	長期貸付	公営企業債	工業用水道		30	5	30	5	特別利率	半年賦・元利均等償還	
			電気	廃棄物発電		15	3	18	3		臨時特別利率
				ごみ固形燃料発電				20			
				風力発電				15			
				水力発電				30			
			ガス		25	5	25	5	特別利率		
			港湾整備	埋立		20	5	30	5		基準利率
				上屋・倉庫・貯木場		20	3	25	3		
				荷役機械・引船		15	3	15	3		
				介護サービス	介護老人福祉施設等		20	3	30		5
	介護老人保健施設・ 訪問看護ステーション				30	5	30	5			
	市場			25	5	25	5	特別利率			
	と畜場		20	5	20	5					
	観光施設	水族館・動物園舎等の建築物		18	3	18	3	基準利率			
		上記以外の施設		10	3	—	—				
		駐車場		20	3	20	3	特別利率			
		産業廃棄物処理		10	3	—	—	基準利率			
	同意・ 許可前貸付	長期貸付の対象事業すべて		原則として長期貸付 に振り替える日		—		基準利率			

(注) 利率見直しは 10 年ごとの見直し。

1 平成 23 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

2. 平成 23 年度貸付計画の概要

平成 23 年度地方債計画における機構資金の計上額（18,930 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、18,431 億円を計上（平成 22 年度貸付計画額 19,331 億円から 900 億円、4.7 %の減。詳細は別表のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、地域活性化事業債、防災対策事業債、地方道路等整備事業債、合併特例事業債及び一般事業債について、所要額を計上。また、それ以外の事業については、公共事業等債、公営住宅事業債及び社会福祉施設整備事業債について、所要額を計上（なお、公共事業等債については、国庫補助金の一部一括交付金化に伴い、平成 23 年度に創設）。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として計上された臨時財政対策債について、所要額を計上。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上。

(4) 公営企業借換債の確保

下記 5 のとおり、旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債について、300 億円を計上。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還年限、据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 審査

市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。
また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握など信用管理の一層の充実を図る。

5. 公債費負担対策の実施

国の公債費負担対策の一環として、旧公庫資金について、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で総額 3,200 億円以内の補償金免除繰上償還を行うこととし、平成 23 年度においては、1,000 億円程度の補償金免除繰上償還（うち公営企業借換債 300 億円）を実施する。

■平成 23 年度事業別貸付計画

別表
(単位：億円)

事業等名	区分	平成23年度 地方債 計画額	貸付計画額			翌年度への 繰越予定額	参考 〔平成22年度 貸付計画額〕
			過年度分	当年度分	合計		
一般会計債	公共事業等債	1,305	-	39	39	1,135	-
	公営住宅事業	197	176	6	182	171	193
	社会福祉施設整備事業	123	122	4	126	107	1
	一般事業	224	201	7	208	195	101
	地域活性化事業	119	122	3	125	104	156
	防災対策事業	236	212	7	219	205	224
	合併特例事業	1,861	1,669	56	1,725	1,619	1,743
	地方道路等整備事業	543	1,747	16	1,763	473	1,528
	計	4,608	4,249	138	4,387	4,009	3,946
	臨時財政対策債	6,600	3,206	4,092	7,298	2,310	7,887
(一般会計債等分計)		11,208	7,455	4,230	11,685	6,319	11,833
公営企業債	水道事業（上水道）	1,351	562	541	1,103	675	1,176
	（簡易水道）	161	66	64	130	81	141
	交通事業（一般交通）	70	34	28	62	35	62
	（都市高速鉄道）	778	385	311	696	389	697
	病院事業	772	357	309	666	386	667
	下水道事業	3,955	1,834	1,582	3,416	1,978	4,112
	工業用水道事業	136	62	54	116	68	124
	電気事業（水力発電を除く）	25	11	10	21	12	13
	（水力発電）	8	1	3	4	4	3
	ガス事業	32	13	13	26	16	15
	介護サービス事業	2	1	1	2	1	2
	市場事業	67	122	27	149	33	125
	と畜場事業	5	8	2	10	3	9
	駐車場事業	3	1	1	2	2	1
	小計	7,365	3,457	2,946	6,403	3,683	7,147
	港湾整備事業	47	18	19	37	23	43
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	10	2	4	6	5	8
小計	57	20	23	43	28	51	
計	7,422	3,477	2,969	6,446	3,711	7,198	
公営企業借換債		300	-	300	300	-	300
合計		18,930	10,932	7,499	18,431	10,030	19,331

(注 1) 事業等は、平成 23 年度地方債計画に基づき区分した。

(注 2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案し算定した。

(注 3) このうち当年度分は、一般会計債については、3%相当額、臨時財政対策債については、62%相当額、公営企業債については、40%相当額を計上した。

(注 4) また、過年度分は、23 年度に執行が見込まれる前年度からの繰越分である。

(注 5) 公営企業借換債については、地方債計画額を全額当年度分に計上した。

II 平成23年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、特に10年債について、定例的な発行により継続的な投資家需要の確保を図るとともに、FLIP (Flexible Issuance Program)、ユーロMTNプログラムによる債券発行のほか、借入れも活用しつつ、市場のニーズと貸付けニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

③ 多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切な情報開示

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についての情報開示を適切に実施する。

② 積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、機構に対する確固たる信認が維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

③ 半期ごとの債券発行計画の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう、平成23年3月及び9月に、上半期及び下半期の債券発行計画を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成23年度債券発行計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における政府保証のない公募債地方金融機構債の発行を基本とするとともに、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券の発行を組み合わせで行うこととし、平成23年度においては、下表のとおり政府保証のない公募債地方金融機構債を9,000億円、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券を3,000億円発行する予定。

(2) 公営公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、平成23年度においては、表2のとおり7,100億円を発行する予定。

■平成23年度債券発行計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	3,600億円程度
20年債	1,600億円程度
5年債・FLIP・その他	3,800億円程度
計	9,000億円

※貸付状況、市場環境等により変更することがある。

(2) 地方公務員共済組合連合会による引受

債券の種類	年間発行予定額
10年債	3,000億円

2. 政府保証債

債券の種類	年間発行予定額
10年債	5,100億円
6年債	2,000億円
計	7,100億円

III 平成23年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するほか、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付と、貸付けと調達に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適切に実施しながら、金利変動準備金により対応することを基本に、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、アウトライヤー比率やデュレーションギャップ等を活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、四半期毎にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

3. 内部統制の基本スタンス

機構の基盤強化のためのインフラ整備の一環として、機構の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な運用を行うとともに、その評価を実施する。

また、法令に基づき、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

IV 平成23年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体が民間金融機関等からの資金調達を効率的かつ効果的に行えるよう、地方公共団体のニーズにあわせて必要な支援を実施する。

2. 平成23年度地方支援業務の概要

地方公共団体のニーズにあわせて、人材育成、調査研究、実務支援、情報提供の4つの柱で実施する。

(1) 人材育成

地方公共団体の財政運営に必要な金融動向を適切に把握できるよう基礎的な金融知識を提供するとともに、地方公共団体の職員が資金調達・管理面で有効に対処できる能力を習得できるよう、次の3つの支援事業を実施する。

① 共催研修

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を実施する。

② 出前講座

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、地方公共団体の要望や受講者のレベルに応じた研修を実施する。

③ 実務テキスト

資金調達に係る基礎的な知識に関するテキストを作成し、公開する。

(2) 調査研究

地方公共団体の資金調達や地方財政における金融の意義・役割など、総括主任研究員等による地方金融に関する総合的な研究を推進し、その研究成果を地方公共団体に還元する。

このため、専門知識を必要とし、かつ、多くの地方公共団体の資金調達業務の向上に資すると考えられるテーマについて積極的に調査研究を実施する。また、大学等と共催でフォーラムを開催するなど研究成果を地方公共団体に還元する。

(3) 実務支援

個別の地方公共団体からの資金調達に関する支援の要望に対し、金融専門知識や経験を有する機構職員が自治体ファイナンス・アドバイザーとして地方公共団体からのニーズに応じ、きめ細やかな支援を提供する。

また、住民参加型市場公募地方債を新たに発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーの派遣や助成を行う。

なお、特定の知見を必要とするテーマに関しては、当該知見や技能を有する専門家を派遣する。

(4) 情報提供

地方公共団体が資金調達を行う際に有益な金融データ、金融知識、参考事例を、ホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め、提供する。

V 平成 23 年度の組織・体制について

(単位：億円、%)

1. 基本的な考え方

貸付業務や地方支援業務、債券発行等の資金調達を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の充実強化を図る。その際、民間の金融実務経験者や地方公共団体からの派遣職員など幅広い人材の活用を図るとともに、研修の実施等により、職員の一層の資質・能力の向上に努める。

2. 平成 23 年度における組織・体制の充実強化

(1) 独立性を確保し、融資審査の一層の充実強化を図るため、融資部の「審査室」を分離し「審査役」を設置するなど、その実施体制を強化する。

(2) システム開発、資金調達や資金管理事務の高度化・多様化への対応等の観点から、必要な職員の確保を図る。

(3) 地方三団体の協力を得て、必要な地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、当該職員等に OJT 研修や金融関連業務に係る実務能力の育成を図るための実務研修を実施する。

項目	平成23年度 計画額(A)	平成22年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1. 公共事業等	19,980	14,985	4,995	33.3
2. 公営住宅建設事業	1,218	1,283	△ 65	△ 5.1
3. 災害復旧事業	290	321	△ 31	△ 9.7
4. 教育・福祉施設等整備事業	3,977	5,062	△ 1,085	△ 21.4
(1) 学校教育施設等	1,385	1,622	△ 237	△ 14.6
(2) 社会福祉施設	215	249	△ 34	△ 13.7
(3) 一般廃棄物処理	1,000	1,054	△ 54	△ 5.1
(4) 一般補助施設等	777	1,537	△ 760	△ 49.4
(5) 施設（一般財源化分）	600	600	0	0.0
5. 一般単独事業	16,300	23,251	△ 6,951	△ 29.9
(1) 一般	4,539	4,791	△ 252	△ 5.3
(2) 地域活性化	500	600	△ 100	△ 16.7
(3) 防災対策	987	1,039	△ 52	△ 5.0
(4) 地方道路等	2,474	8,621	△ 6,147	△ 71.3
(5) 旧合併特例	7,800	8,200	△ 400	△ 4.9
6. 辺地及び過疎対策事業	3,112	3,133	△ 21	△ 0.7
(1) 辺地対策	412	433	△ 21	△ 4.8
(2) 過疎対策	2,700	2,700	0	0.0
7. 公共用地先行取得等事業	490	516	△ 26	△ 5.0
8. 行政改革推進	2,800	3,200	△ 400	△ 12.5
9. 調整	100	200	△ 100	△ 50.0
計	48,267	51,951	△ 3,684	△ 7.1
二 公営企業債				
1. 水道事業	3,674	3,535	139	3.9
2. 工業用水道事業	221	233	△ 12	△ 5.2
3. 交通事業	2,357	2,698	△ 341	△ 12.6
4. 電気事業・ガス事業	65	61	4	6.6
5. 港湾整備事業	561	515	46	8.9
6. 病院事業・介護サービス事業	2,844	2,779	65	2.3
7. 市場事業・と畜場事業	224	934	△ 710	△ 76.0
8. 地域開発事業	1,567	1,459	108	7.4
9. 下水道事業	11,659	12,500	△ 841	△ 6.7
10. 観光その他事業	108	42	66	157.1
計	23,280	24,756	△ 1,476	△ 6.0
合計	71,547	76,707	△ 5,160	△ 6.7

機構データ 沿革

(単位：億円、%)

項目	平成23年度 計画額(A)	平成22年度 計画額(B)	差引 (A)-(B)(C)	増減率 (C)/(B)×100	
三 公営企業借換債	300	300	0	0.0	
四 臨時財政対策債	61,593	77,069	△ 15,476	△ 20.1	
五 退職手当債	3,900	4,900	△ 1,000	△ 20.4	
六 国の予算等貸付金債	(1,165)	(1,185)	(△ 20)	(△ 1.7)	
総計	(1,165) 137,340	(1,185) 158,976	(△ 20) △ 21,636	(△ 1.7) △ 13.6	
内訳	普通会計分	114,772	134,939	△ 20,167	△ 14.9
	公営企業会計等分	22,568	24,037	△ 1,469	△ 6.1
資金区分					
公的資金	56,240	64,989	△ 8,740	△ 13.5	
財政融資資金	37,310	43,390	△ 6,080	△ 14.0	
地方公共団体金融機構資金	18,930	21,590	△ 2,660	△ 12.3	
(国の予算等貸付金)	(1,165)	(1,185)	(△ 20)	(△ 1.7)	
民間等資金	81,100	93,996	△ 12,896	△ 13.7	
市場公募	42,000	43,000	△ 1,000	△ 2.3	
銀行等引受	39,100	50,996	△ 11,896	△ 23.3	

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

- 1 公共事業等の平成22年度計画額は、一般公共事業に係る額である。
- 2 国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日） 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）

(参考)公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）に基づき、非常勤理事（1名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止）
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みのあり方、廃止に向けた移行措置のあり方等）を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立 国の公債費負担軽減対策による補償金免除繰上償還等を実施（20年度まで）
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散（10月1日）

機構データ 組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに4部11課室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

平成23年4月1日現在



■ 役員

理事長 渡邊 雄司 副理事長 福永 正通
 理事 武居 丈二 平沼 貞次 足田 慶一 (非常勤)
 監事 原 克彦 高田 有 (非常勤)



(左から平沼理事、福永副理事長、渡邊理事長、武居理事、足田理事)



(左から原監事、高田監事)

■ 所在地 〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 <http://www.jfm.go.jp/>



(財団法人東京市政調査会 提供)



交通案内
 ・都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A7) 徒歩2分
 ・東京メトロ丸ノ内線「霞ヶ関」下車 (B2) 徒歩4分
 ・東京メトロ千代田線「霞ヶ関」下車 (C3) 徒歩3分
 ・東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14) 徒歩3分
 ・JR「新橋」下車徒歩8分、または「有楽町」下車徒歩12分



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」(*)を象徴する3つのブロックが集まって一つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

また、地方公共団体 (Local Government) の「公」と「L」の文字に由来する内部の「三角形」から、外に向かって放射状に線が延びることで、地方公共団体及び当機構の未来に向けた飛躍を表現しています。

※長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」、地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」、地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」



このマークは、色覚の個人差を問わずできるだけ多くの方に見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮して作られていると、NPO 法人CUDOによって認定された印刷物や製品に対してのみ表示できるマークです。